

いじめの防止とその対応

平成 27・28 年度
県立学校生徒指導事例研究会
報 告 書

愛 知 県 教 育 委 員 会

は じ め に

平成25年9月に、いじめ防止対策推進法が施行され、各学校では学校いじめ防止基本方針を策定しました。また愛知県としても、翌平成26年9月に、愛知県いじめ防止基本方針を定め、県として「いじめをしない、させない、見逃さない」という姿勢を明確に表しました。

いじめは、重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。各学校は、いじめを絶対に許さない、という毅然とした姿勢で児童生徒を指導し、被害を受けた児童生徒を守り抜かなければなりません。一方で、いじめの加害者については、なぜいじめに向かうのか、どうしたらいじめをしないようになるのか、ということをしつかりと考えさせることも必要です。今日では、いじめは単に「加害者対被害者」という図式だけでは説明できません。いじめは、関わる子どもたちのさまざまな人間関係の中で発生し、その態様もさまざまです。大人にはなかなか見えてこない子どもたちの世界の中で、誰にも相談できず苦しんでいる子どもに手をさしのべ、前を向いて生きていくよう手助けをする必要があります。いじめは全ての児童生徒に関わる問題であることを踏まえ、学校の内外を問わず、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等に努めなければなりません。

このような状況を踏まえ、本研究会では、どの学校でもどの子にも起こりうる「いじめ」の防止とその対応を研究テーマとし、いじめとはどういうものかを考察するとともに、いじめを認知した際に教職員に何ができるか、何をすべきかを研究しました。そして、いじめの未然防止は普段の学校生活の中にそのポイントがあると考え、場面別事例集とチェックシートを作成しました。学校生活のさまざまな場面において、「いじめの未然防止」に役立てていただけることを念頭に置いて、本報告書をまとめました。

いじめの防止の鍵は、自他を大切に思い、お互いを認め合う人間関係づくりにあります。子どもたちがそのような人間関係を構築し、心豊かな学校生活を送ることができるよう、各学校の取組が進むことを願っています。

教育委員会としましても、全ての子どもが、多様な人々の存在を尊重して生きることのできる力を養うよう、努めてまいります。

平成29年5月

愛知県教育委員会

目 次

第1部 いじめを理解する

I	いじめとは何か	
	(1) いじめの定義～法律的地見地から	1
	(2) 「これっていじめ？」～間違った認識の例	1
II	いじめの心理学	
	(1) 人はなぜいじめに向かうのか	2
	(2) いじめているときの気持ち、いじめられているときの気持ち	3
III	インターネット上のいじめ	
	(1) インターネット上のいじめの特徴	4
	(2) インターネット上のいじめの心理	4
	コラム1 「いじめ」問題の根っこ	6

第2部 いじめが起きたら

I	いじめをいかに見つけるか	
	(1) いじめ認知のきっかけ	7
	(2) 見えにくいいじめを認知するために	9
	(3) 早期発見・事案対処	11
	【参考1】アンケート調査 質問例	12
II	いじめの解決に向けて	
	(1) 児童生徒への指導	18
	(2) 関係した児童生徒の保護者への対応	20
	(3) いじめの「解消」と再発防止	21
	(4) 学校外の機関等との連携	22
III	いじめ事案への対処	
	(1) 体制づくり	24
	(2) 事案対処の具体例	25
	【参考2】いじめの認知から対応までの流れと役割分担(例)	27
	コラム2 いじめレッテル	29

第3部 いじめを未然に防ぐ

I	未然防止の重要性	30
II	未然防止の基本	
	(1) 居場所づくり	30
	(2) 絆づくり	30
	(3) 規律・学力・自己有用感	31
	(4) 傾聴・受容・共感	31
III	「インターネット上のいじめ」を防ぐ	31
IV	いじめの起きにくい環境をつくるために	32
	【場面別事例集】	32
	場面1：朝のショートホームルーム（SHR）	33
	場面2：授業（1）	35
	場面3：授業（2）	37
	場面4：清掃活動	39
	場面5：部活動	41
	場面6：放課後の個人面談	43
	場面7：学校行事	45
	場面8：ホームルーム経営	47
	場面9：ホームルーム活動	49
	コラム3 いじめ予防以前	51
	参考文献等	53

第1部 いじめを理解する

I いじめとは何か

(1) いじめの定義～法律の見地から

平成25年に公布されたいじめ防止対策推進法では、いじめは以下のように定義されています。

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

法律上のいじめの定義のポイントは次の4つです。

- 行為をした者（甲）も行為の対象になった者（乙）も児童生徒であること
- 甲と乙の間に一定の人間関係が存在すること
- 甲が乙に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- 当該行為の対象となった乙が心身の苦痛を感じていること

これら4つを全て満たすあらゆる事象が法律上のいじめに該当します。したがって、法律上のいじめは極めて広範な概念です。（平成28年6月8日 文部科学省「いじめ問題に関する行政説明」より）

これまでのいじめ事案への対応の中には、当初、学校がいじめとして認知せず、その後の対応が不十分であり、結果として児童生徒が自ら命を絶った痛ましいケースもありました。困っていたり、傷ついたり、悩んでいたりする子どもに寄り添い、いじめを行った子どもも含め、人間的・精神的に成長させることが大切です。そのためには、初期段階のいじめや早期に解決したと思われるいじめ事案についても、学校は適切に対応する必要があります。一番大切なのは児童生徒の「命を守る」という観点です。いじめは児童生徒の生命に関わる問題となりえることを忘れてはいけません。

(2) 「これっていじめ？」～間違った認識の例

- ・「一回限りの出来事だから」

いじめ認知に継続性やなされた行為の回数はありません。一回だけの行為であっても、定義に該当すればいじめです。

- ・「深刻性はなく、ただの軽い嫌がらせだと判断したから」

いじめを受けている子どもは、周囲から想像できないほど深く傷ついている場合があります。「軽い嫌がらせ」と簡単に判断できるものではありません。「心身の苦痛を感じている」行為は、いじめに該当します。

- ・「当該児童生徒の力関係が対等で、対人関係のトラブルに過ぎないと判断したから」

いじめ認知に力関係の強弱は関係ありません。「いじめは強い者が弱い者に対して行う行為」という認識は誤りです。

- ・「本人が気にしていないように思えたから」

いじめられている子どもは、その事実を大人に隠そうとする傾向にあります。「大丈夫だよ」という子どもの言葉をうのみにすることなく、さまざまな要素を考慮して認知に努める必要があります。

II いじめの心理学

(1) 人はなぜいじめに向かうのか

児童生徒をいじめ加害に向かわせる大きな要因として、「友人ストレス（友人がストレスをもたらすこと）」「競争的価値観」「不機嫌怒りストレス」の3つがあり、それらの要因が高まると、加害に向かいやすくなると言われていています。いじめを予防するには、これらの要因の改善が重要であると考えられます。また、いじめの背景にはさまざまな「不安」があると考えられます。自分とは異なる存在に対する不安。自分は認められていないのではないか、という不安。自分の存在意義はないのではないか、という不安。次は自分がいじめの対象になるのではないか、という不安。それらの不安を解消するため、又はごまかすために、いじめ加害に向かうことも少なくありません。いじめの加害者は周囲を「困らせる子」ではありますが、実は自分自身も「困っている子」である場合もあります。その子が何に困っているか、というところに寄り添い、共感し、指導・支援していくことが大切です。

《専門家の見地から》いじめは楽しい？

児童生徒向けの「いじめ」に関するアンケート調査で、いじめをした経験のある児童生徒へ「なぜいじめをするのですか？」という問いに対して、「いじめは楽しいからやめられない」という回答があった。他にも「相手が悪いから」「嫌な相手だから」「自分がやられると怖いから」という回答も目立った。

いじめが楽しいのは、自分が圧倒的な有利さで守られている状態で、相手に対して優越感をもつことができる点にあるのではないと思われる。例えば「うざい」という、主観的で合理性のない理由をつけて、自分の正当性を主張する悪口やからかい、無視や強要をすることで、抵抗しにくい相手に劣等感や不安感を抱かせて、相対的に自分が上位にあるという優越感が、いじめに向かう気持ちを強めてしまうのではないかと考えられる。

心理学的に「人はなぜいじめに向かうのか」と考えると、人間の本性に備わっている「攻撃性」が原動力になっているからだとすることができる。攻撃性は人間が生きていくために必要なものであり、防御（やられる前にやる）に役立つ。本来は自分や自分が属する集団を守るために攻撃性は使用される。ところが学校の中で行われる「いじめ」は属する集団内で行われるものである。外に敵がいるのではなく、内部にいじめられる児童生徒をつくって、それ以外が仲間意識をもつ傾向があるのではないと思われる。仲間は共に時間を過ごし、共に学び、共に意見を語り合うことで育っていく。ところが学級は疑似的仲間集団であり、本当の仲間になるには時間的経過や体験の共有が必要となる。いじめの対象はすぐに見つけることができる。なぜなら、いじめる側の勝手な言い分で、他の子と少し違っている（それは相手の一部にしか過ぎない）という主観的な考え方で選ばれるからである。また攻撃性の根本には、不安感の存在があると言われる。いじめる方は自分の不安に気づき、何とかしようと悩むのではなく、他罰的に攻撃を他に向けることによって自己防衛しようとしている面もある。攻撃性の根本には、不安感の存在があることにも留意したい。

(県立学校スクールカウンセラースーパーバイザー)

(2) いじめているときの気持ち、いじめられているときの気持ち

ア いじめているときの気持ち

いじめの形態は多種多様であり、また、一つのいじめ事案の中にもさまざまな加害的立場があり、いじめの加害者心理を全て類型化することは不可能です。「いじめ追跡調査 2013-2015」（国立教育政策研究所）には、いわゆるステレオタイプな「いじめられっ子」や「いじめっ子」はほとんど存在せず、多くの児童生徒がいじめの加害者や被害者、傍観者をかかわるがわる経験していることが示されています。

いじめをする要因の一つとしてストレスが挙げられますが、それ以外にも不安や自分自身に対する自信の欠如、アイデンティティーの未確立といった発達段階における特徴的な心理が大きく関わっています。

いじめの未然防止には、「居場所」、「^{きずな}絆」、「規律」、「学力」、「自己有用感」、「傾聴」、「受容」、「共感」などのキーワード（詳しくはp.30、31参照）があります。しかしこれらの中のいくつかは、いじめを助長するキーワードにもなります。例えば、ある生徒が「あの子のこういう所が気に入らない」という思いを他の生徒に話した時、その生徒から「私もそう思ってたよ」などと「共感」を得られると喜びを感じます。その思いをいじめという形でぶつけることにより、ある種の満足感や「自己有用感」を得ることができ、集団でそれを行えばそれが「居場所」となり、自分は「受容」されたのだと感じる可能性もあります。

「共感してほしい」「自己有用感を感じたい」という思いはどの子にもありますが、それらの思いをいじめという形で満たすことのないよう、大人が適切に「共感を得られる場面」や「自己有用感を感じる場面」を設定する必要があります。

イ いじめられているときの気持ち

いじめの被害者の特徴的な行動の一つに、「いじめられている事実を隠そうとする」というものがあります。「親には自分から話すので家に電話しなくていい」と言ったり、「私はいじめられてはいない」と否認したりすることもあり、学校がいじめの事実気付くのが遅れることがあります。彼らはなぜ隠すのでしょうか。

1つめは、いじめのエスカレートを恐れるため。「いじめを告発する」ことでさらにひどい目にあうのではないかと心配します。

2つめは、自分のプライドを守るため。自分はいじめられるような弱い人間だと、周りに思われたくないのです。あるいは、保護者を心配させたくないため、という理由もあるのかもしれませんが。

3つめは、属している集団からの排除を恐れるため。たとえいじめの被害者であっても、集団から排除されてしまうよりはマシだ、と考える児童生徒もいるのです。

いじめを受けた被害者の心の中はどうなっているのでしょうか。いじめを受けると、自尊感情が傷つけられ、自信を喪失し、自己評価が低下します。これにより、「いじめられるのは自分が悪いからだ」と考えることがあります。加害者を責めることができず、第三者に訴えにくい状況となります。だから、子どもたちが「大丈夫だよ」と言ったとしても、教師はその言葉どおりに受け取ってはなりません。もしかしたら、その子どもは、実は「大丈夫」ではないかもしれないからです。

《専門家の見地から》いじめをさまざまな角度から見る

月刊生徒指導 2016 年 2 月号「特集 いじめ対応の新しい視点 内閉化した人間関係の病理」

筑波大学人文社会系教授 土井隆義氏の記事から

月刊生徒指導 2016 年 2 月号の特集記事において土井隆義氏は、今日のいじめ問題は学校の教室の中で分断化し、内閉化した人間関係が子どもたちの承認競争を煽り、その発露として生み出された現象と捉えています。

今日のいじめでは、加害者と被害者の間に固定的な優劣関係がないことも多く、両者が入れ替わることも頻繁であることを指摘し、いじめは人間関係の病理だから、そもそも最初から交友関係が成立していないところでは、いじめ問題すら起こることがない、と述べています。

また、いじめとは互いの承認不安から生ずる「集団的な自傷行為のようなものだ」とも述べ、自分たちが周囲から承認を得るために「仲間のウケをねらうことに必死」で、「被害者の反応に目を注ぐことが二の次になっている」と論じています。

人間関係の在り方の変化や価値観の多様化は、いじめの様相に大きな影響を与えていると考えられます。既存のイメージにとらわれることなく、今日的な視点をもつことが大切であると教えられる記事です。

Ⅲ インターネット上のいじめ

(1) インターネット上のいじめの特徴

「インターネット上のいじめ」とは、携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）などに、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりする方法により、行われるものです。これには次のような特徴があると指摘されています。

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ・インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難であるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教職員などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「インターネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

(2) インターネット上のいじめの心理

「インターネット上のいじめ」における加害者と被害者の心理については、以下のことが考えられます。

ア 加害者の心理

- ・匿名で自分の正体を明かさずに行うことができるため、「イライラしていたから」というような一過性の否定的気分や感情で、安易に行う傾向がある。
- ・匿名性により、自分より強いものや目立つものに対しても、自分が強くなったように錯覚したり根拠のない万能感を感じたりしやすい。
- ・インターネット上でのやりとりでいじめが行われ、いじめを受けている本人の表情がわからないため、罪の意識を感じにくく、ゲーム感覚でいじめを楽しむ。
- ・顔を見て直接伝えることがためられるような言葉でも、インターネット上のバーチャルな世界では簡単に伝えることができ、誹謗・中傷の言葉が増え、過激になっていく。
- ・掲示板などへの書き込みは、クラスや学校の大勢が見るものであるため、特定の人物の中傷は「ネタ」にされやすく、おもしろ半分にコメントを書く児童生徒もいることから、いじめている感覚が薄れ、いじめ行為が助長されやすい。

イ 被害者の心理

- ・加害者と被害者が直接顔を合わせることなく、被害者がどこにいても行われるため、逃げ場のない恐怖に襲われる。
- ・インターネット上に書き込まれた誹謗・中傷はインターネット上に記録されてしまうため、長期にわたって苦しみ続ける。

「いじめ」問題の根っこ

数年おきに“いじめ”を理由とした自殺が起きる。そのたびに痛ましさに胸がつぶれる思いがする。10年余り前、いじめ自殺が報じられた時であったと思う。某高校の生徒会役員の訪問を受けた。校内で“いじめ”をなくす運動をしているという彼らは、相談員であった私にインタビューに来たのであった。「いじめに関わる相談はあるか」「いじめた子、いじめられた子にどのように対するのがよいか」「いじめは、なぜ起こるか」「いじめは、どうしたら無くなると思うか」などという質問が続いたと思う。いじめに関わるものだけでなく、相談の事案は、快刀乱麻を断つような明解な解決法がないことが多い。

戸惑いながら、迷いながら答えている私に飽き足らないものを感じたのにちがいない。インタビューの終盤で一人の男子生徒が訊いた。「先生は、世界からいじめをなくすことができると思いますか」と。少しだけ迷ったが、率直に「私は、それは無理だと思う」と答えて、続けた。「私には、人間は競い合うようにできているように思える。それが言い過ぎというなら、少なくとも競い合うことが好きだと思う。君の周りにも競い合いはたくさんあるよね。スポーツは競い合いで成り立っているし、君たちは今、学習成績を競い合っていると思う。切磋琢磨して互いに伸びようとも言う」。彼は、当たり前じゃないか、いじめと何の関係があるのだろうという風情で聴いていた。「競い合い、競争の結果、勝敗があり、優劣が決まるよね。その時、敗者は勝者を称え、すばらしいと思ひ、勝者は敗者の努力を思い、^{いたわ}労り、悔しさを思いやる。互いの存在に感謝する。それは、すばらしいことだと思う。でも、それだけだろうか」黙って聴いていた。「弱者は強者を妬み、そねむ。それが憎しみの感情につながることもあるかもしれない。強者は弱者をさげすみ、下にみる。それが支配して当然だという思いに結びつくこともあるかもしれない。人間には、そういうネガティブな感情がある、残念ながら。何人かのネガティブな感情が結びつくこともある」。「それが、いじめに結びつくということですね」。「大人になったらそういう感情が昇華されるわけでもないから、大人の世界にもいじめはある。セクハラ、パワハラ、アカハラ、みな“いじめ”だよ。ストーカー、差別、脅迫、しごき、虐待・・・いくらでも挙げられる。ある種の戦争にも同じような側面があるかもしれない。繰り返しになるが『残念ながら』、“いじめ”がこの世界からなくなることはないと思う」。にこやかに^{うなず}頷きながら聴いていた男子生徒は言った。「先生と違って、僕は“いじめ”をこの世からなくすことはできると思います」と。私は、それに応じ「その気持ちは、大切だと思う。その理想に向けて頑張ってもらいたい」として話は終わった。そんなに簡単なものではないのにという思いが残った。少しだけがっかりした。今頃、彼はどんな大人になり、どんな活躍をしているだろう。

“いじめ”は、ネガティブな感情の集合化によって起きるばかりではない。かなり単純化して男子生徒には話した。私が「少しがっかりした」のは、彼が“いじめ”の根っこが自分の内にも潜んでいることを自覚していないからであった。許すべからざる悪としての“いじめ”は、常に自分の外にある対象でしかなく、人間はそれをいかようにもコントロールできていると思っていたからであった。“いじめ”について考えたり、“いじめ”に対して何らかの手をうとうとしたりする時、その出発点はここにある。“いじめ”の根は、自分の内にもある。私たちは、それをいかにして芽吹かせないようにするかを問われている。

(むらかみ)

第2部 いじめが起きたら

I いじめをいかに見つけるか

【早期に認知するための着眼点】

- いじめは見えにくいものであると心得ること
- だからこそ少しでも見えやすいようにしておくこと
- その上で見つけるように努めること
- 気付いたときには毅然として対応すること

(1) いじめ認知のきっかけ

ア 仲間内のいじめ

そもそもいじめは見えにくいものです。

いじめは相手を逃れられない立場に囲い込み、追い込みます。ホームルーム内などの公の人間関係だけでなく、いわゆる仲間内でも起きるものです。いじめられる側は自分の居場所を失うことを恐れるあまり、じっと耐え忍ぶか、何でもないふりをしてやり過ごす場合も少なくありません。次の事例1のような仲間内のいじめは、教職員や保護者からはなかなか見えにくいのではないのでしょうか。

【事例1：いつも一緒に行動するグループ、その中で・・・】

高校1年生のAとBは、クラス内の活発な仲間といつも一緒に行動していた。Aは口数が少なく穏やかな生徒、Bはグループの中心的な人物であった。ある日、Aの母親が「息子がいじめにあっている」とホームルーム担任に伝えてきた。前日、Aが帰宅したとき、擦り傷があり、シャツのボタンがちぎれているのを母親が見つけた。心配して尋ねると、Aは最初、「転んだ。」と言っていたが、そのうちに「Bに胸ぐらをつかまれ、殴られ、金を要求されている。」と言ったとのことであった。Aは母親に「学校には言うな。」と伝えていたので、担任はAに直接確認せず、注意して観察をしたが、Aはいじめにあっているようなそぶりは全く見せなかった。

イ 「正当化」されるいじめ

今日、「いじめは許されない行為である」という観念は社会的に確立されていると言えます。よって、たいていは、いじめる側にも「やってはいけないことをやっている」という自覚はあると考えられます。無視したり物をかくすといった、人目につかないところで行われるいじめが多いゆえんです。また、いじめる側は何らかの理由付けをして自らを「正当化」することがあります。事例2のような場合には、自己防衛の気持ちかはやり、いじめを引き起こしています。いじめの背景には、周囲の児童生徒にも本当のことを容易に語れない事情がある場合もあります。

【事例2：二人のリーダーを取り持ったはずが・・・】

高校1年生のCは高校に入学後、高校生活に対して前向きに取り組んでいた。学校祭のクラス発表では、活発な生徒Dと一緒に企画に取り組んだ。ところが、CとDの考えがかみ合わず進行が滞ってしまい、困ったCはホームルーム担任に相談した。担任はさりげなくDを呼び助言した。Dはそのことを快く思わず、企画の邪魔をするCを無視するようクラスの全員にLINEで呼びかけた。全員がCに腹を立てているわけではなかったが、Dを敵に回したら怖いという理由で多くの生徒がCを無視するようになった。

ウ インターネットを通じて行われるいじめ

昨今、インターネット、スマートフォン等の普及に伴い、ソーシャルネットワーキングサービス等を使ったいじめや誹謗・中傷も起きています。インターネットを通じて行われるいじめは、事例3のように、加害者を特定できないまま広がっていくことも多いのが現状です。また、現実の力関係がインターネット上では瞬時に入れ替わることも起こり得ます。このようないじめを防ぐために、情報モラル教育の必要性が高まっています。

【事例3：雰囲気流されず、自分の意見をしっかりとった子が・・・】

高校2年生の女子生徒Eは正義感が強く、相手が誰であろうと、間違いは間違いだとはっきり指摘する。そのため周囲の生徒から反感を買うこともしばしばあった。新年度が始まってからしばらくして、インターネット上の掲示板に、Eへの誹謗・中傷の書き込みが頻繁に行われるようになり、その内容は次第にエスカレートしていった。Eが中学時代に交際していた相手の名前が書き込まれたり、Eが特定の男性と深い関係にあるという事実無根の話まで書き込まれたりするようになった。たまたまEの友人がその書き込みを見つけ、ホームルーム担任に相談したことにより発覚したが、誰が書き込んだのかは不明である。Eは「もう誰も信じられない」と、学校へ行くことができなくなっている。

エ 部活動で行われるいじめ

部活動において、競技力の向上や大会での勝利を目指して、お互い切磋琢磨しながら一生懸命に練習に励む姿がよく見られます。しかし、勝利をいわずに求める空気が結果的にいじめにつながることもあります。例えば、事例4のように、部活動でチーム全体の技量向上を目指す中で、一部の児童生徒に対する言葉かけが荒々しくなり、長期に継続することがあります。この場合、言葉をかけた方もその周囲も、言葉をかけられた本人が深く傷付いているということに気付かないまま、状況がエスカレートしていくこともあります。

【事例4：ひたむきな後輩部員が不登校に。実は・・・】

高校1年生のFは運動部に所属し、休まず一生懸命練習に励んでいた。しかし、秋の大会後から欠席が増えたため顧問が心配して事情を聞いた。Fは「体調がすぐれないので」と言うだけであった。その後、冬休みを前に「もう学校へはいかない」と母親に言いだしたため、担任が事情を聞くことになった。Fは部活での期待も大きく、時に顧問から厳しい言葉で指導されることもあったという。そのうち、顧問の言葉を真似して、上級生数人が「なぜできないんだ」「やる気はあるのか」と、練習中にFを責めるような発言をするようになり、さらには、練習後にFを平手打ちしたり、正座させたりもしていたことが分かった。

オ 「いじめ」？「いじり」？

特定の人物を「いじる」行為は、周囲には「遊びの延長」であり、「友達同士の親しみや愛情表現の一部」と受け止められがちです。しかし、「いじられる」側は、一見、楽しそうに遊んでいるようなそぶりをしていても、実は長期にわたり我慢を強いられ、傷ついていることがあります。「いじられる」側が苦痛に思いながらも我慢し続けているとすれば、それはいじめに該当します。たとえ、それほどの自覚がなかったとしても、事例5のように、思いがけなくトラブルとして露呈する場合があります。

【事例5：遊んでいると思っていたが・・・】

高校1年生のGはまじめな生徒だった。ある日、Gが日直で黒板を消しているときに、同じクラスのHに対して血相を変えて黒板消しやチョークを投げつけるという出来事が起きた。Gは日頃からクラスの友達からあだ名で呼ばれ、「からかわれているのでは？」と感じることもあったが、Gも負けずに言い返すので、周囲は友達同士のじゃれあいのように捉えていた。しかし、その時はHが「Gの反応がおもしろい。」と執拗^{しつよう}に声をかけ、肩を小突いたため、Gはカッとなり「むかついて黒板消しやチョークを投げた。」ということであった。母親に電話で状況を説明すると、実は、昔からよく周囲からからかわれ、時にカッとなることがあった、とのことであった。

(2) 見えにくいいじめを認知するために

ア 教師の姿勢

人と人が一定の人間関係にある中でいじめは起きます。たとえそれが見えにくいところで発生したとしても、教師が気付くための扉を開いておくことは、いじめの未然防止につながります。まずは教師自身がいかに胸襟を開くかが鍵といえます。機会を捉えて、自分も一人の人間であり、時にネガティブな感情さえ持ち合わせることもある、ということ

伝えるのは、教師と児童生徒の信頼関係の構築に意味のあることです。

そして、「児童生徒を集団として、かつ個人として、見守り、声をかけ、反応に注意を払う。」「体を児童生徒のほうに向けて話す。児童生徒の話を傾聴の姿勢で聴く。」などを、一人一人の教師が常に心掛け、実践することによって、信頼関係が網の目のように広がっていくはずでず。いじめが起きたとき、当事者もしくは周囲の児童生徒が本音で話してくれる関係を、日頃から築いていくことが大切です。また、いじめをしたり、いじめられたりする児童生徒の中には、発達障害などにより支援の必要な児童生徒がいるかもしれないことを、忘れないようにしましょう。

イ さまざまな認知方法

児童生徒に関する情報を獲得する方法はさまざまにあります。たとえば、ホームルーム担任であれば、毎日の出席状況や朝と帰りのS Tにおける様子などから情報を得ることができます。また、保健室の利用状況や学習成績の推移、保護者からの情報、各種アンケート調査の結果などからも、児童生徒の状況を把握することができます。さらに、たとえ短時間であっても、まず年度当初に全ての児童生徒と個人面談を行うことは効果的でしょう。そのときは挨拶程度であっても、問題を抱えたとき、児童生徒の側から教職員に相談できる下地となります。

日頃の教職員同士の会話の中で児童生徒の情報交換をしていると、時として思いもよらぬ状況が発見できることもあります。会議で話題にするほどでないと思われることでも、少しでも「気になる」児童生徒がいれば、気軽に同僚に話すことができる雰囲気や、普段から醸成することが大切です。

児童生徒の実態把握のために、アンケート調査は有効な手段の一つではありますが、実施に当たっては注意が必要です。学校の実情に合わせて質問内容を精選し、実施方法を慎重に検討したものを共通理解のもとで行うことが肝要です。そもそもアンケート調査は、いじめの有無の把握やいじめが起きたときの事実確認のみを目的とするものではありません。アンケート調査を実施した後に全員に対して個人面談を行うなど、フォローが大事であり、悩み事の相談や情報提供もそこで受け止めることができます。また、あらゆる手段で児童生徒の実態把握に努めていることを児童生徒にも伝えることで、いじめの抑止効果も期待できるでしょう。

いじめを認知するときのプロセスはさまざまです。当事者（加害者・被害者）やその周辺の児童生徒、及び保護者からの訴え、教職員の気付き、場合によってはスクールカウンセラー等の外部専門家からの情報であることもあります。また、児童生徒が不登校の状態になったり、精神的に不安定な様子であったりすることからいじめの存在に気付くこともあります。いじめの実態把握のためのアンケート調査等から、いじめの存在が浮かび上が

ってくることもあります。いずれにせよ、いじめと疑われる状況を把握した場合は、事実確認と当該児童生徒の指導・ケアを迅速に行うことが必要です。

(3) 早期発見・事案対処

いじめ防止対策推進法第8条には「学校及び学校の教職員は、(中略)当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。」と明記されています。これまでも、教師がいじめに気付いていながら適切な対応につなげられなかった事例や、教師の判断の甘さがいじめの認知を妨げることとなった事例などが報道されています。対応や判断の甘さについては、たとえば、「一時的な現象かもしれないから、しばらく様子を見てみよう。」と言いながら、対応が後手に回るケースが考えられます。また、「いじめられる側にも原因がある。」「被害妄想ではないか。」などとして、いじめを受けて苦しんでいる児童生徒の気持ちに寄り添うことなく、対応しない、というケースも考えられます。さらに、教師がある生徒のことを「いじめられキャラ(からかわれやすい人)」と決めつけてしまい、必要な対応を怠るケースも考えられます。

全ての教職員が、いじめ防止対策推進法の内容を理解し、いじめの初期の段階や、早期に解決したようないじめ事案についても確実に認知した上で、迅速かつ適切に対処することが求められています。

【参考1】

アンケート調査 質問例

いじめの早期発見の方法として、児童生徒へのアンケート調査があります。『平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」』によると、愛知県の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校（国公立）における児童生徒へのアンケート調査実施率は98.6%になっており、この結果からも現在、ほとんどの学校で、アンケート調査が行われているといえます。

しかし、生徒指導・進路指導研究センター作成の生徒指導リーフ Leaf.20「アンケート・教育相談をいじめ「発見」につなげる」では、定期的なアンケート調査を「直接的に発見することを主たる目的とするには無理」があり、早期発見の手段として過信することがないように、述べられています。したがって、児童生徒にいじめ行為の具体的な例を認識させたり、児童生徒からの自発的な報告や相談を促したりすることをアンケート調査の主たる目的とし、その後に個人面談等を行い、大人が児童生徒の声に真剣に耳を傾け、しっかりと受け止める気持ちがあることを伝えることが大切です。それが、結果的に「早期発見」につながり、加害者への抑止効果になり得ます。

以下は、実際に県立学校で行っているアンケート調査の一部をまとめたものです。

◇ いじめに関する質問（1）

● いじめ被害について

- ① ○月（前回アンケート調査実施月）から現在までの間で、いじめ・嫌がらせをされたことがありますか。
- ② ○月になってから、以下の質問にあてはまることがありますか。「はい」「いいえ」で答えてください。

- ア からかわれたり、冷やかされたりした
- イ 悪口や嫌なことを言われたり、嫌なあだ名で呼ばれたりした
- ウ 脅すようなことを言われた
- エ 仲間はずれにされたり、複数の人から無視されたりした
- オ 遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたり、ぶつかられたりした
- カ 貸した物やお金を返してもらえない
- キ おごらされた
- ク 物を隠されたり、壊されたり、捨てられたりした
- ケ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりした
- コ 誰にされたか分からないいたずらや嫌がらせをされた
- サ LINEやツイッター等のSNSで嫌な思いをした

◇ いじめに関する質問（２）

● いじめ加害について

- ① ○月（前回アンケート調査実施月）から現在までの間で、いじめ・嫌がらせをしたこと、あるいは加わったことがありますか。
- ② ○月になってから、以下の質問にあてはまることはありますか。「はい」「いいえ」で教えてください。

- ア 人をからかったり、冷やかしたりした
- イ 人の悪口や嫌がりそうなことを言ったり、嫌がりそうなあだ名で呼んだりした
- ウ 本気ではなくても、脅すようなことを言った
- エ 誰かを仲間はずれにしたり、無視したりした
- オ 遊びのつもりで人を叩いたり、蹴ったり、ぶつかったりした
- カ 借りた物やお金を返していない
- キ 自分から頼んでおごってもらった
- ク 人の物を隠したり、壊したり、捨てたりした
- ケ 誰かに嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせた
- コ 自分とは分からないようにしていたずらをした
- サ LINEやツイッター等のSNSで誰かの悪口を言った

● いじめの目撃について

- ① ○月（前回アンケート調査実施月）から現在までの間で、いじめ・嫌がらせをしているのを見たことがありますか。
- ② あなたの周囲に、今、いじめを受けている人はいますか。

- | | | |
|------------|------------|----------|
| ア 同じクラスの男子 | イ 同じクラスの女子 | ウ 同学年の男子 |
| エ 同学年の女子 | オ 先輩男子 | カ 先輩女子 |
| キ 後輩男子 | ク 後輩女子 | ケ 同じ部活の人 |
| コ 自分 | | |

● いじめに対する認識について

- ① 強い者が弱い者をいじめることは仕方ないと思いますか。
- ② いじめをなくすことはできると思いますか。

◇学校に関する質問

- ① 学校生活は楽しいですか。
- ② ○○科は自分に合っていますか。
- ③ 勉強をがんばろうと思っていますか。
- ④ 部活をがんばろうと思っていますか。
- ⑤ 生徒会活動や、行事をがんばろうと思っていますか。
- ⑥ 朝テストの内容はどうですか。（簡単・普通・少し難しい・難しい）
- ⑦ 朝テストのためにどれくらい勉強しますか。（全くしない・30分・1時間・1時間半以上）
- ⑧ 授業の予習や復習をしていますか。
- ⑨ 理解しやすい科目を1つだけあげてください（教科科目選択）。
- ⑩ 理解しにくい科目を1つだけあげてください（教科科目選択）。
- ⑪ 「理解しにくい」としたその理由は何ですか。
- ⑫ 部活動と家庭学習は両立していますか。
- ⑬ 平日は何時頃に帰宅しますか。
- ⑭ 友達と一緒に登下校することがありますか。
- ⑮ 休み時間に友達と一緒にいることがありますか。
- ⑯ 担任の先生と話すことがありますか。
- ⑰ 他の先生と話すことがありますか。
- ⑱ 保健室の先生と話すことはありますか。
- ⑲ 他の学校にかわりたいと思うことがありますか。
- ⑳ 学校を休みたいと思うことがありますか。
- ㉑ 先生を嫌いだと思うことがありますか。
- ㉒ あなたは、後輩の見本となる行動ができていると思いますか。
- ㉓ あなたは、○月（前回アンケート調査実施月）以降に盗難被害に遭いましたか。
「ある」と答えた人に質問します。それはいつ頃ですか。
何の盗難に遭いましたか。

◇家庭での学習に関する質問

- ① 学習塾や家庭教師、通信教育での添削指導などを利用していますか。
- ② 学習塾は週何日通っていますか。
- ③ 考査期間中以外の休日は、一日平均どれくらい勉強しますか。
- ④ 考査期間中の勉強時間は、一日平均どれくらいですか（学習塾などでの学習も含む）。
- ⑤ 家庭学習の内容は主に何ですか（宿題を中心・予習を中心・復習を中心・問題集を中心など）。
- ⑥ あなたは家庭学習をする際に、スマートフォン・携帯電話をどうしていますか。
- ⑦ 平日の学習時間はどのくらいですか。

◇生活に関する質問

- ① よく眠れていますか。
- ② 平日、帰宅後の学習以外の過ごし方は主に何ですか。また、それに費やす時間は一日平均どれくらいですか。
- ③ 平日の就寝時刻は何時ですか。
- ④ 平日の睡眠時間はどれくらいですか。
- ⑤ あなたは朝食を食べますか。
- ⑥ あなたは4月になってから友人の家に外泊したことがありますか。
- ⑦ あなたは休日を主にどのように過ごしていますか。
- ⑧ 休日、学校外でつきあっている主な友人はどんな人ですか。

ア 本校の同級生	イ 本校の上級生	ウ 本校の下級生	エ 他校の生徒
オ 大学生	カ 社会人	キ 一人で過ごすなど	

- ⑨ あなたは毎月のお小遣いはいくらですか。
- ⑩ あなたはお小遣いを主に何に使いますか。

◇SNS・インターネットに関する質問

- ① あなたは一日にどのくらいの時間、スマートフォン・携帯電話を使用していますか。メール、通話、SNS等全て合計した時間を教えてください。
- ② あなたは、フェイスブック、LINE、ツイッターなどのSNSをどのように利用していますか。
- ③ 家庭内でスマートフォン・携帯電話に関するルールはありますか。
- ④ メールで「死ね」「うざい」などの悪口を言われたことがありますか。
- ⑤ あなたは何を目的にインターネットを利用しますか。

◇悩みに関する質問

- ① 今、悩んでいることはありますか。
- ② 今、心配なことや困っていることはありますか。

※「心配なこと」の選択項目

ア 勉強について	イ いじめについて	ウ 友達について
エ 決まりについて	オ 先生について	カ 家族について
キ クラスについて	ク 進路について	ケ 部活動について
コ 恋愛について		

- ③ 自殺をしたいと思ったことはありますか。
- ④ 生きていることはつらいですか。

◇悩みの相談相手に関する質問

- ① あなたは、悩みがあるとき、誰かに相談しますか。
- ② あなたは、悩みがあるとき、相談する人は誰ですか。

※「相談相手」の選択項目

ア 父	イ 母	ウ 友達	エ 担任
オ 進路部の先生	カ 保健室の先生	キ 相談係の先生	ク その他の先生
ケ 兄弟姉妹	コ 祖父母	サ だれにも相談しない	

- ③ カウンセラーと話したいと思いますか。

◇身体に関する質問

- ① 夜、よく眠れないことがありますか。
- ② 何も食べたくないときがありますか。
- ③ 疲れたな、と思うことがありますか。
- ④ 気持ちが悪くなることがありますか。
- ⑤ 朝、おなかが痛くなることがありますか。
- ⑥ 朝、なかなか起きられないことがありますか。

◇友人に関する質問

- ① 学校で親しく話ができる人がいますか。
- ② 学校外に友達がありますか。
- ③ 仲のよい友達がありますか。いるならば学校内と学校外に何人くらいいますか。
- ④ 友達の家に遊びに行くことがありますか。
- ⑤ 友達が自分の家に遊びに来ることがありますか。
- ⑥ 友達と休みの日も一緒に遊ぶことがありますか。
- ⑦ 友達に命令されることがありますか。
- ⑧ 友達に命令することがありますか。
- ⑨ 友達に無視されることがありますか。
- ⑩ 友達を無視することがありますか。
- ⑪ あなたは、友達が間違った行動をした場合に、友達を注意することができますか。

◇家族に関する質問

- ① 家族とよく会話しますか。
- ② 友達や家族と互いに思いやりをもって接していますか。

<補足>実施方法等の具体例

1 アンケート調査に関する名称

- ①生活アンケート ②心のアンケート ③「いじめ」に関するアンケート
- ④生活意識調査 ⑤生徒アンケート ⑥生活に関する調査

2 記名の有無

- ①記名方式 ②無記名方式 ③任意の記名方式

3 調査方法

- ①番号選択及び記述 ②マークシート

4 調査対象

- ①生徒 ②保護者 ③教職員

5 年間回数

- ・ 2回 ・ 3回 ・ 毎週

II いじめの解決に向けて

【いじめの解決のための着眼点】

- 加害者ではなく、苦しむ被害者の立場に立つ
- いじめ事案への対処はスピードが命
- 事実関係の把握をしっかりと行う
- 一人で抱え込まないで、組織的に対応する
- いじめの「解消」後も継続的に観察する
- 「いじめをさせない環境づくり」に取り組む

(1) 児童生徒への指導

ア 基本姿勢

いじめの解決に当たり、全ての教職員は「どんな理由があろうとも、いじめは絶対に許さない」という態度を貫いて指導に当たらなければなりません。いじめの被害に遭っている児童生徒を救うために真っ先に必要なことは、現在行われているいじめの行為をやめさせることです。苦しんでいる児童生徒を一刻も早く救うことが、いじめ指導の最重要課題であり、そのためには「ダメなものは何があってもダメ。」とする姿勢で、いじめている児童生徒の指導に当たるべきです。

いじめ問題を解決するためには、ホームルーム担任等が一人で抱え込むようなことがあってはなりません。いじめ問題の指導では、適切な指導手順の策定、保護者への対応、児童生徒からの聴き取り、指導、全体へのアンケート調査や集会の実施、謝罪の場の設定、関係機関との連携等、ほとんど全ての場面で、管理職や生徒指導主事、学年主任の判断と支援が必要になります。管理職を含め、教職員がチームとして対応することが、被害者・加害者双方から信頼される指導につながります。

いじめの指導にはスピードが重要です。そのためには、管理職への速やかな報告や情報の共有、チームとしての素早い対応が求められます。いじめを認知した場合、いじめの初期の段階であれば、その日のうちに謝罪や和解をさせるのが理想です。それが難しい状況であっても、管理職への報告や事実関係の把握（加害者・被害者の双方及び周囲の者（保護者を含む。）からの事実関係の聴き取り等）を迅速に行う必要があります。そのためには、学校の「いじめ防止基本方針」が管理職を含めた教職員間でしっかり共有されていることが大切です。

事実確認によりいじめの状況を把握したら、速やかに双方の保護者へ連絡をし、学校が把握した内容を説明します。全てが明らかになっていなくても、その時点で分かっていることは伝えておくことが大切です。伝える手段は、電話、来校、家庭訪問などが考えられますが、複数の教職員で対応することが原則です。このとき、把握した事実を伝えると同時に、もし弁明があれば、しっかりと聞くことも大切です。

人はその成長過程において、他人との関係性に悩み、それを何らかの形で乗り越えて人間関係をつくる力を身に付けていきます。いじめも、そのような中で起こり得る事象といえます。被害児童生徒だけでなく、加害児童生徒に対しても、そのことを自覚させ、今後の成長につなげていくことが大切です。特に、いじめた児童生徒については、いじめをしたことをしっかり反省し、行動を改めるよう指導する必要があります。被害児童生徒が安心して学校に通うことができるようになり、加害児童生徒の行動に改善が見られるよう、粘り強く指導・支援することが必要です。さまざまな状況下でいじめに遭って苦しんでいる児童生徒に気付き、手を差し伸べることができるよう、教育現場に身を置く全ての関係者は、いじめの防止とその対応に全力で取り組まなければなりません。

イ 被害児童生徒への対応

いじめを受けた被害児童生徒の心情ははかり知れないものがあり、精神的にも肉体的にも大きな苦痛を感じています。いじめ自体はなくなったとしても、それによってプライドが傷ついたり心を閉ざしたりして、登校できなくなるケースも多くあり、最悪の場合、自ら命を絶つこともあります。

被害児童生徒に対しては、教職員（学校）はまず寄り添い、家庭（保護者）と連携を図り、被害児童生徒を守る体制をつくらなければなりません。被害児童生徒の一番話をしやすい教職員が話を聞くなどし、「私は一人じゃない。周りには自分を守ってくれる人がいる。」という安心感を与えることが大切です。安心感から心を開いてくれることができれば、本人の心に働きかけ、心のケアを行うことができます。

いじめられ、傷ついた心をケアする際は、教職員やスクールカウンセラー等が丁寧に話を聞き、どのような対応をしていくのがよいか、考える必要があります。保護者とも連携を密にし、本人が学校生活を送る上で必要な支援をチームで行うことが大切です。また、平常の学校生活が送れるようになってからも、引き続き担任等が被害児童生徒に折に触れて声かけをするなど、温かく寄り添いながら見守っていく必要があります。

ウ 加害児童生徒への対応

「許されないのはいじめという行為であって、加害児童生徒自体を許さないという意味ではない」、「加害児童生徒についても、人格形成において健全な成長を促す必要がある」ということはよく言われます。いじめは絶対に許されないという毅然とした指導は、関係した子どもたち全ての健全な育成を願う深い愛情に基づいていなければなりません。

いじめ事案の中には、最初は軽い気持ちでからかっていたが、それがエスカレートして陰湿ないじめや暴力的な行為に及んだ、というケースも多く見られます。いじめが発覚した場合、まずはじめに行うことは、担任や生徒指導部の教員が中心となり、加害児童生徒や周りの児童生徒から話を聞き、どのようないじめがあったかを正確に把握することです。暴力行為・陰湿な嫌がらせなどの行動があった場合は、いじめ・不登校対策委員会や

生徒指導委員会などの組織で対応し、特別指導等の指導の中で加害児童生徒の反省を十分に促し、二度といじめをしないよう改善を図ることが必要となります。加害児童生徒に対して「悪い子」と一方的に決めつけて叱るのではなく、いじめに至った経緯や家庭での生活の様子など背景にあるものを考慮しながら、加害児童生徒にも寄り添って話を聞いていくうちに、いじめに至った原因や経緯が把握でき、再発防止にも役に立てることが出来ます。

また、直接的な行為をしていなくても、いじめの行為をはやしたてたり、おもしろがって見ていたりする児童生徒は、いじめを是認していることにもなります。そのような児童生徒が多ければ多いほど、実際に行為を行っている児童生徒がいじめをエスカレートさせる可能性があります。これを防ぐためにも、このような児童生徒に対する何らかの指導が必要です。

これら加害側の児童生徒には、継続的に面談を行うなどしながら、本人の反省の深まりや改善への努力を評価することにより、教職員と児童生徒との相互の信頼関係が構築でき、指導の効果が高まります。

エ 周囲の児童生徒への対応

いじめの被害者、加害者だけでなく、周囲の児童生徒への対応も必要です。

例えば、被害児童生徒と加害児童生徒の言い分が食い違ふときに、その状況を目撃した児童生徒への聴き取りも重要となります。いじめが起きたときに、教職員にそっと教えてくれる児童生徒のおかげで、いじめが初期の段階で終息するケースもあります。ただし、教職員に誰が情報を伝えたのかが明らかになると、次はその児童生徒がいじめの被害者になるケースもあるので、慎重に対応しなければなりません。

また、傍観者（いじめに加わらず、ただ単に見ているだけの児童生徒）に対しては、いじめを傍観することが暗黙のうちにいじめを支持し、助長することにつながることを自覚させるとともに、いじめを見たら直ちに止めに入ったり、教職員等の身近な大人に伝えたりすることができるよう、指導していく必要があります。

(2) 関係した児童生徒の保護者への対応

ア 被害児童生徒の保護者対応

いじめを認知したら、まずは初期対応として、被害児童生徒のケアとその保護者への説明が重要です。同時に、保護者から丁寧に話を聞くことも大切です。被害者の保護者は被害者同様、自分の子どもがいじめに遭い、傷ついている可能性があります。初期対応を適切に行うことで、保護者や児童生徒に安心感を与えることができます。教職員の対応だけでは難しいときは、スクールカウンセラーのカウンセリングや指導助言も有効です。また、保護者の「自分の子どもが何をされたのか、相手にはどのような指導がされたのか、知りたい」という気持ちに寄り添い、個人情報等に配慮しながら、可能な範囲で、どのようないじめが発生したか、どのような行為が行われていたかを伝えることも必要となります。

イ 加害児童生徒の保護者への対応

加害児童生徒の保護者に対してはまず、子どもが行ったことについて、しっかりと説明します。中には、「子ども同士のけんかであり、いじめではない」と主張されるケースもありますが、子どもがした行為によって、嫌な思いをし、傷ついている児童生徒がいるということ、そして加害者も被害者も共に、教育的立場から人間としての成長を促す必要があることを丁寧に伝えます。被害児童生徒及びその保護者の心情を十分に理解していただくよう努めるとともに、加害児童生徒の健全育成のために、保護者と共に協力して児童生徒を支援しようとする気持ちを伝えることが大切です。児童生徒が人の痛みを理解でき、社会で活躍できる人間となれるよう、学校としての指導方針を明確に伝え、理解と協力を得ることが大切です。

(3) いじめの「解消」と再発防止

いじめを認知して一定の指導を終えた後など、適切なタイミングで、加害者と被害者との関係の改善を図ります（ただし、ケースによっては双方の「仲直り」よりも被害児童生徒を「助ける」ことを優先しなければならないこともあります）。加害者と被害者の双方が通常の学校生活に戻ってからも、両者の経過観察（①本人たちへの声かけ、②保護者への定期的な連絡、③教科担任、部顧問等の連携、④校内巡回、⑤カウンセラー等との連携）をしていくことが重要です。加害者が別の児童生徒を対象に再びいじめを行ったり、今度は被害者になったりするケースもあるので、いじめが一定の解消に至った場合でも、被害者や加害者、周辺児童生徒を日常的に注意深く観察する必要があります。

【いじめが解消している状態】

（「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学省）より）

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていること。

- ① いじめに係る行為が相当の期間（少なくとも3か月）、止んでいること
- ② 被害児童生徒が心身に苦痛を感じていないことが、被害児童生徒本人及びその保護者に対する面談等で確認できていること

認知したいじめがある程度解消した段階で、再発防止の一助とするために職員会議等で事案の経過を報告することも大切です。報告の中で、対応における良かった点、改善が必要な点、経過観察のポイントを全職員に伝え、全職員のいじめ対応に対する意識を高めることもできます。また、1、2年生でいじめ等が起きた場合は、周りの人間関係などを考慮し、次学年におけるクラス編成にも配慮する必要があります。

(4) 学校外の機関等との連携

ア 県総合教育センター

教育相談研究室では、児童生徒とその保護者及び関係教職員等を対象に学校生活、進路、家庭教育、生徒指導等に関する教育相談を行っています。特別支援教育相談研究室では、保護者や関係教職員、また、関係機関からの要請に応じ、LD、ADHD、ASD（自閉スペクトラム症）等の発達障害を含め、障害のある幼児児童生徒の発達を支援するための教育相談を行っています。

イ 警察

いじめや暴力行為等において、特に犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為が学校内であった場合には、被害を受けている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、警察と連携して対応する必要があります。

① 日常の連携

生徒指導主事等が、所轄の警察署の生活安全課少年係の担当者やスクールサポーターと、いわゆる「顔の見える関係」をつくり、日頃からコミュニケーションを取り合うことが大切です。日々の連携の積み重ねが、円滑で適切な緊急時の連携に結びつきます。

② 緊急時の連携

連携して対応すべきか否か判断に迷う場合も含め、まずは相談することが大切です。いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報する必要があります。緊急時の連携を行うに当たっては、校内の指導体制の確立を図った上で、連携の目的を明確にし、管理職の了解のもとで連携・支援を要請することが大切です。

ウ 児童相談所等

いじめの加害者又は被害者となった児童生徒が、家庭において何らかの問題を抱えている場合には、児童相談所への相談も有効です。虐待が疑われる場合は通告義務が生じます。管理職にも報告し、適切に対応する必要があります。

○ 愛知県が所管する児童相談所等（10か所）

中央児童・障害者相談センター

名古屋市中区三の丸2-6-1 TEL (052) 961-7250

一宮児童相談センター

一宮市昭和1-11-11 TEL (0586) 45-1558

春日井児童相談センター

春日井市神屋町713-8 TEL (0568) 88-7501

海部児童・障害者相談センター

津島市西柳原町1-14 TEL (0567) 25-8118

知多児童・障害者相談センター	
半田市宮路町1-1	TEL (0569) 22-3939
西三河児童・障害者相談センター	
岡崎市明大寺本町1-4	TEL (0564) 27-2779
刈谷児童相談センター	
刈谷市神田町1-3-4	TEL (0566) 22-7111
豊田加茂児童・障害者相談センター	
豊田市元城町3丁目17番地	TEL (0565) 33-2211
新城設楽児童・障害者相談センター	
新城市字中野6-1	TEL (0536) 23-7366
東三河児童・障害者相談センター	
豊橋市八町通5-4	TEL (0532) 54-6465

○ 名古屋市が所管する児童相談所等（2カ所）

中央児童相談所

名古屋市昭和区折戸町4丁目16番地 TEL (052) 757-6111

西部児童相談所

名古屋市中川区小城町1丁目1番地の20 TEL (052) 365-3231

エ 福祉・医療等の関係機関

いじめの被害等により、うつ病等の精神疾患が疑われる場合には、精神保健福祉センターや精神科医等との連携を図ることも有効です。

愛知県精神保健福祉センター

名古屋市中区三の丸三丁目2番1号 TEL (052) 962-5377

名古屋市精神保健福祉センター

名古屋市中村区名楽町4丁目7番地の18 TEL (052) 483-2095

Ⅲ いじめ事案への対処

(1) 体制づくり

＜いじめに組織で取り組むための着眼点＞

- いじめの情報は一人で抱え込まず、多くの先生で共有し相談する
- いじめられた子ども、知らせてくれた子どもを絶対に守りぬく
- 対策組織の初動時は、速やかでこまめな協議を重ねる

ア 児童生徒の情報はささいなことでも「集約担当」に連絡する

いじめに「組織」として対応するためには、「さまざまな教職員がさまざまな場面で気付いた児童生徒の変化やトラブルの全てが、「組織」の「集約担当」に集まる」体制づくりが必要であるとされています。

(国立教育政策研究所「生徒指導リーフ Leaf. 19「学校の「組織」で行ういじめ「認知」の手順」)より)

【体制づくりの具体例】

- 児童生徒に関する情報は、どんなささいなことでも担任や学年主任等に連絡する。
- 担任や学年主任等は、随時集約担当と情報の共有、相談をする。
- 集約担当は、情報を記録し、気になる点があれば積極的に対応する。

いじめか否かの判断を含め、生徒指導主事が中心となり、組織的に対応していくことを考えると、「集約担当」は生徒指導主事が担うことが望ましいと考えられます。また、前述の「生徒指導リーフ Leaf. 19「学校の「組織」で行ういじめ「認知」の手順」)では、初期の対応において、緊急性の観点から「組織」の招集等の仮判断を「集約担当」が行う」とされています。

イ 事実を確認し、実態を正確に把握する

事実確認の際は、被害者、加害者はもちろん、周りの子どもや保護者などから広く情報を集め、いじめの全体像を把握するように努めます。いじめ事案に迅速に対応するために、複数の教職員で素早く正確に事実関係を把握します。

【把握すべき情報の例】 (兵庫県教育委員会 「いじめ対応マニュアル」より抜粋)

- 誰が誰をいじているのか (加害者と被害者)
- いつどこで起こったのか (時間と場所)
- どんな内容のいじめか、どんな被害を受けたのか (内容)
- いじめのきっかけは何か (背景と要因)
- いつ頃から、どのくらい続いているのか (期間)

いじめられた子ども、知らせてくれた子どもを絶対に守りぬくために、聴き取りの場所や時間に配慮したり、その後の見守りの体制を整えたりする必要があります。

ウ 緊急性が高いと判断した場合は、対策組織を速やかに招集する

集約担当に寄せられた情報から、トラブルの緊急性が高いと判断される場合は、速やかに「対策組織」(例えば「いじめ・不登校対策委員会」等、いじめ防止対策推進法第22条に規定されている「いじめの防止等の対策のための組織」が母体となります。)を招集

します。そして、いじめか否か、今後どう対応すべきかを話し合います。いじめと「認知」したら、速やかに教育委員会に報告するとともに、チームとして対応します。

(2) 事案対処の具体例

例1 「ちょっかいが積み重なって」

男子生徒Aはふっくらとした体型で性格は温厚でもの静かである。男子生徒Bは運動部に所属し、明るく活発でお調子者である。BはAのお腹をつついたり、背後からプロレス技のように首に腕を絡ませたりするちょっかいを出していた。Aは「やめろ」と言っていたが、Bはたびたびこうした行動を繰り返していた。

【発覚の経緯】

- ・授業中、Aの元気がない様子を心配した教科担当が「どうかした？何かあったの？」と尋ねると、Aは何も言わなかったが、周囲にいたAと仲の良い生徒らが「Bに嫌がらせを受けている」と教えてくれた。
- ・養護教諭に、Aへの聴き取りを依頼。「半年以上前からたたかれたり首を絞められたりしている。苦痛に感じている、最近は夜もなかなか寝つけない」とのことであった。

【対応】

- ・放課後、担任と生徒指導主事が家庭訪問をして両親に事情を報告し、謝罪する。Bへの指導について同意を得る。
- ・翌日、生徒指導主事が再度Aに詳細な事実を確認。
- ・Bから聴き取り。Bは自分のしてきたことを認める。「ふざけ半分でAが嫌がっている様子を楽しんでいた」とのことであった。
- ・Bに、明らかに悪質ないじめであることを認識させ、絶対に同じことをしないと約束させるとともに、Aに対する逆恨みのような言動や態度も絶対にとってはならないと指導した。
- ・Bに今回の件の反省と今後の約束の作文を書かせ、Bの保護者へ連絡した。保護者は理解と謝罪の意を示した。

【指導】

- ・双方の保護者に来校を依頼し、謝罪の場を設定した。Bが自分のしてきたことを話し、反省と謝罪の言葉を述べた。Bの保護者からも謝罪の言葉があった。Aと保護者は謝罪を受け入れ、今後も仲良くしてほしいと述べた。生徒指導主事から、改めて「Aだけでなく、他の生徒に対しても絶対に今回と同じことをしない。逆恨みのような言動や態度も許さない。」ことを保護者の前で念押しした。
- ・その後も担任や教科担当らが経過を観察したところ、Bの行動に改善が見られ、Aに対する態度だけでなく、生活態度全般に良い変化が見られた。

例2 「SNSに悪口が投稿された」

2年生女子生徒のCから「1年生女子生徒のDがSNSで私の悪口を書いている」という申し出があった。話を聞くと、Dの“裏アカウント”（フォローしている者しか見られないように設定されている）に悪口が書かれており、友達がそれを見せてくれたとのことであった。そこにはCの容姿をからかうような言葉や、一人で行動していることをさげすむような言葉が書かれていた。

【発覚の経緯】

- ・申し出に基づき、Dに確認したところ、事実を認めた。フォロワーしか見られないアカウントだから、C先輩には見られないと思って投稿した」とのことであった。校内でCと目が合った際に「見てんじゃねえ」とCから言われたことや、校内で会った時に、少し離れた所から「ブスがでしゃばるな」などとDにも聞こえるような大きさの声で言われ、傷ついたことなどが理由であると分かった。

【対応】

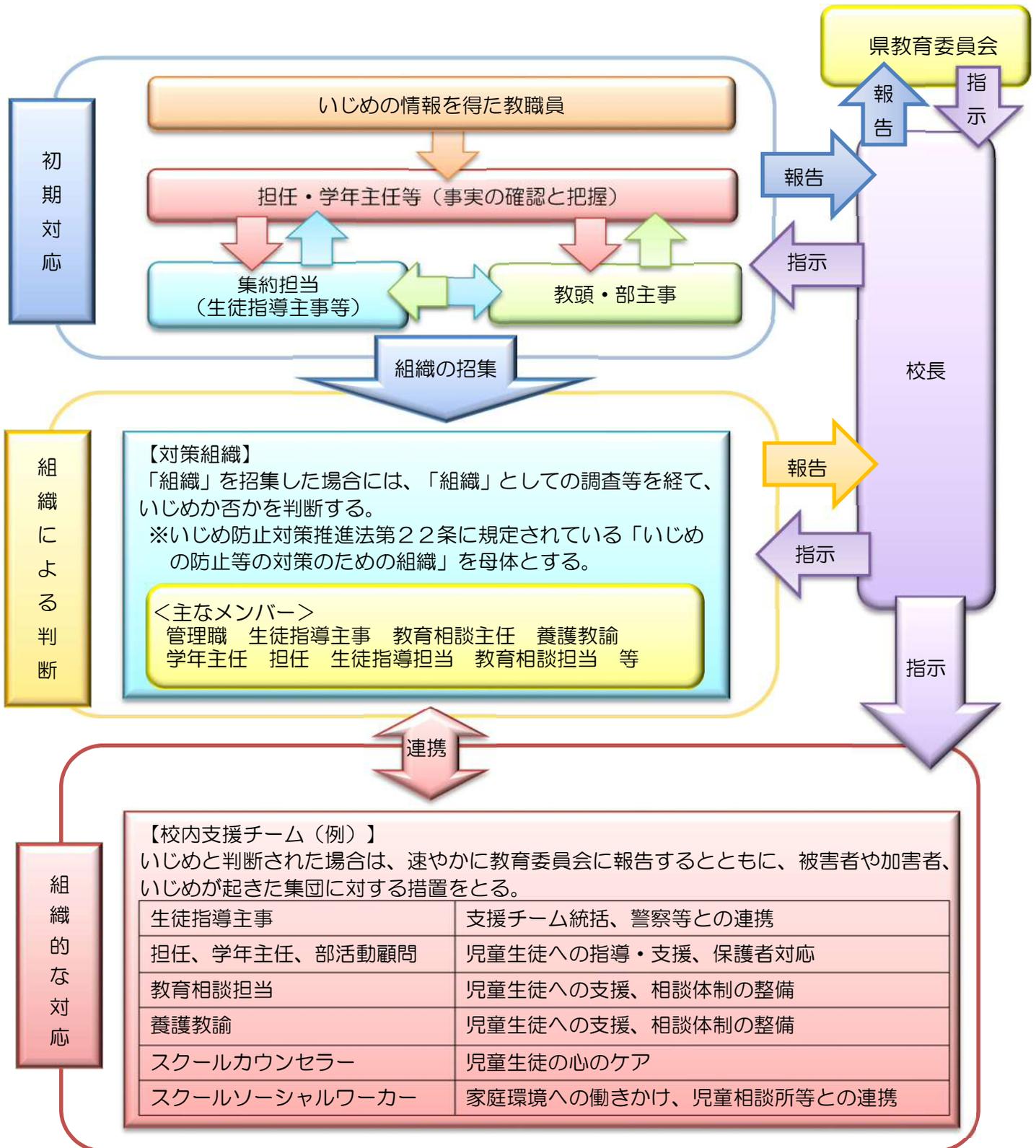
- ・Cに話を聞き、Cの発言でDが傷ついたことが発端であることを認識させた。また、Cの保護者にも説明した。
- ・Dに話を聞き、指導を行った。また、Dの保護者にも説明した。

【指導】

- ・Dの話を聞き、Cから言われた言葉や態度に傷ついたことに共感を示した上で、「そのような事情があったとしても、個人の悪口を書くことは許されることではない」と話して反省を促した。Dも素直に反省の態度を示した。
- ・Dの保護者は、この件が起こる以前からスマートフォンやSNSについて心配しており、スマートフォンの使い方について約束を決め、母親がDのアカウントを見られるようにしていた。そして、今回の件で改めて家庭内で話し合い、ルールをつくった。
- ・Cに対しても再度聴き取りを行った。初めは「Dに対して言っていたわけではない」などと認めていなかったが、粘り強く話をした結果、「自分の言動や態度がDを傷つけていた」ことを認め、反省した。
- ・Cの保護者に対しても、Dの投稿した事実と指導の経過について報告し、謝罪した上で、Cの言動・態度も素直に反省して改めなければならぬと伝えた。
- ・その後、二人の関係は、校内や登下校中に会った時に会話を交わすなど、改善されていた。

【参考2】 いじめの認知から対応までの流れと役割分担（例）

（国立教育政策研究所 生徒指導リーフ Leaf.19「学校の「組織」で行ういじめ「認知」の手順」に基づき作成）



※上記の例は、いじめの認知（初期対応）から学校全体での対応（組織的対応）までの流れをモデル的に示したものである。いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

◇役割分担の具体例

管理職（教頭）	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の統括 ・学校としてできることとできないことを明確化（校長の判断） ・保護者との話し合い（状況により） ・外部機関等との連携（必要性を判断） ・校内支援チームの指導監督 ・報道や他の保護者への対応
生徒指導主事	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職への相談と報告 ・校内支援チームの統括 ・情報の集約 ・教育相談担当との連携 ・当該児童生徒の保護者への説明 ・警察への相談・連携（犯罪行為と疑われる場合は必須）
教育相談担当	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導主事との連携 ・担任、養護教諭等との情報共有 ・相談体制の整備
教務主任	<ul style="list-style-type: none"> ・教務上の措置の判断 ・必要に応じ、学習に関する情報の提示及びアドバイス
担任・学年主任	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒との信頼関係に基づき、必要な児童生徒への聴き取り ・学年主任、他の担任に児童生徒の状況等を連絡 ・保護者への説明 ・当該児童生徒の家庭訪問（状況により）
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談担当、担任との連携（特に保健室での状況について情報共有） ・保健室での休養を望む児童生徒への配慮 ・保健室に来室する児童生徒への対応（状況により児童生徒への聴き取り等） ・保健室における支援等について保護者に説明（状況により）
部活動顧問	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒及び保護者への説明（状況により） ・部員への聴き取り（状況により）
スクールカウンセラー	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な児童生徒へのカウンセリング ・教職員に対するコンサルテーション（指導助言）
スクールソーシャルワーカー	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な児童生徒について児童相談所や市町村の関係機関と連携 ・教職員に対するコンサルテーション（指導助言）

◇対応の基本的な考え方

○被害児童生徒

- ・事実と感情を分けて聴き取る。事実として認められることを確認しつつ、感情を受けとめ、支援する。

○加害児童生徒

- ・事実と感情を分けて聴き取る。事実として認められることに対して教育的見地から必要な指導を行う。

○被害児童生徒の保護者

- ・児童生徒をダメージから回復させ、成長させるために何が必要かを共に考える。

○加害児童生徒の保護者

- ・児童生徒を成長させるために何が必要かを共に考える。

教職員が組織的に、チームとして対応することを徹底し、それぞれの役割を果たすことが大切です。

いじめレッテル

いじめ自殺が続発していた頃、人々は「いじめ」という言葉に過敏に反応した。いじめに関わる相談が多かった。ある日、同僚の相談員が困惑顔で「いじめといえるのかなあ・・・」とつぶやいていた。訊くと、小学校高学年の女子児童とその保護者からいじめを受けているという相談があったという。

その年は豪雨の被害が続発していた。その町でも、浸水だけでなく、死者まで出るほどの被害があった。相談者は、その町で一番の高層マンションの高層階に住んでいる。被害が大きかったのは、マンション直下の河川の周辺である。相談者の子どもは、ひどい雨で被害が明らかになりつつある朝、友だちにメールを送った。「大丈夫か。生きてるか。死んでないか」、それを読んで、河川周辺に住んでいた同級生は、おそらく激怒した。河川の氾濫で亡くなった被害者の老人は、同級生の女子児童の知人であったのだと思う。その日を境に親友だったはずなのに、相談者の子どもには口を聞いてくれなくなった。他に友だちを作り、相談者の子どもを無視するようになり、話しかけても口もきいてくれない。親は、「これは、『いじめ』です。うちの子どもは無視されています。学校に相談しても、どうにもなりません」と主張した。いじめられていると思っている子どもは泣くばかりである。

話の途中では、知り合いが亡くなって悲しみに暮れている川べりの子どもに「死んでないか」というメールを送った子どもがいじめの加害者であると勘違いしかけた。「『いじめ』なんて言葉を使うと、めんどろな話になるねえ」というのが初発の感想で、何年かを経た今もその気持ちは変わらない。心ないメールを送った子どもの気持ちも、少し分かる。相手を心配する、優しい気持ちをストレートに表現するのにてらいがあったのだろう。そういう年齢でもある。そのメールを送られて、怒り、無視しようと思った子どもの気持ちも、もちろんよく分かる。「いじめ」という言葉に今ほど過敏でない時なら、このすれ違いはどう解決されるだろう、私はそう考えた。メールを送った子どもは相手が許してくれるまで謝ったのではないか、上手くいかなくて親に相談したら、親も一緒に謝りに行くことで何とかしたのではないか。それが何ということだろう。謝るべき相手を「いじめ」加害者として告発している。解決、解消の道筋が見えない。悲劇的である。

この悲劇的な事態は、「いじめ」というレッテル貼りから生じている。「いじめ」という語で、人々は思考停止に陥る。この語が貼り付けられると、正義が悪を成敗するという単純な構図ができあがってしまう。正義が勝つか、負けるかという話に単純化され、この単純化が解決を阻んでいく。「いじめ」という悪に断固立ち向かうべきケースがあるのは分かる。徹頭徹尾「いじめ」被害者の立場で考えた方がよいケースがあることも理解している。しかし、・・・。「いじめ」の定義は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（「いじめ防止対策推進法」）となっている。この定義に照らして「いじめ」に遭ったのは誰か、どちらに正義があるか、そんな詮索に終始すれば害ばかりがあると思う。どちらかが勝ち、どちらかが負けるという人間関係は貧しい。繰り返しになるが、その貧しい人間関係に収斂しゅうれんさせることでしか解決できないケースはあるだろう。けれども、ほとんどの人間関係は引き分けで、どちらにも正義があり、どちらにもいけないうところがある。そのことを忘れて、安易なレッテル貼りに走ると、かえってこじれる「いじめ」事案があることも忘れてはならない。

(むらかみ)

第3部 いじめを未然に防ぐ

I 未然防止の重要性

多くの児童生徒が、同じ年度の中でさえ、いじめの加害者や被害者、傍観者をかわるがわる経験しています。そのため、教師がたまたま見つけたいじめ行為のみを取り上げてしまい、いじめの全体像を把握せず一方の加害行為のみを問題にしてしまうことなどが考えられます。また、目に付きにくいことの多い「暴力を伴わないいじめ」の場合、教師が100パーセント気付くことは不可能であり、発見したときにはすでに手遅れになっている場合もあります。全ての児童生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるという前提で、全員を対象とした事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが、最も合理的で有効な対策になります。

II 未然防止の基本

未然防止の基本は、全ての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことです。このことは、道徳教育や人権教育とも深く関係しています。お互いの人権を尊重することや、規律正しい集団行動を通して勤労を尊重する態度を養うこと、また、学校行事やボランティア活動等への参加を通して豊かな情操を身に付けることなどが、いじめの起きにくい環境をつくることにつながっていきます。そのための方法として、具体的には、「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進めていくことにより、全ての児童生徒に集団の一員としての自覚や自信が生まれ、仮に児童生徒がさまざまなストレス（ストレスをもたらす要因）に囲まれていたとしても、いたずらにストレスを感じることは減ります。そして、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童生徒自らが作りだしていくことができます。

(1) 居場所づくり

学級や学校をどの児童生徒にも落ち着ける場所にしていくことが「居場所づくり」です。まず、分かる授業づくりを進める、全ての児童生徒が参加・活躍できる授業を工夫する、といったことから始めます。

児童生徒にストレスをもたらす要因として、第一に友人関係にまつわる嫌なできごと、次に人に負けたくないという過度の競争意識、その次に勉強にまつわる嫌なできごとが挙げられます。したがって、授業改善を行い「分かる授業」を進めること、また、安心して参加できる授業とするために、間違った答えを言っても笑われたり叱られたりしないという雰囲気をつくることや、始業時間を守り正しい姿勢を徹底するなどの授業中の規律も大切となってきます。授業中に児童生徒の不安や不満が高められていないか、「分かる授業」づくりができてきているか、児童生徒が授業場面で活躍できているかということが重要なチェックポイントとなります。

さらに、教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることにつながるため、注意が必要です。

(2) 絆づくり

主体的に取り組む協働的な活動を通して、児童生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気付いていくことが「絆づくり」です。「絆づくり」によって、他人の役に立っている、

他人から認められているといった自己有用感を獲得します。そして、自分も大切にされているといった思いをもって初めて、他者を認めたり大切にできたりすると考えられます。そのために教師に必要なことは、組織的・計画的な働きかけにより、全ての児童生徒の「絆づくり」のための場面をつくることです。

(3) 規律・学力・自己有用感

以上のように「居場所づくり」と「絆づくり」を考えたときに、重要なキーワードとなるのが「規律」「学力」「自己有用感」です。きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、認められているという実感をもった児童生徒の集団であれば、いたずらにトラブルが起きることも、それがいじめへとエスカレートすることもなくなっていくと考えられます。

(4) 傾聴・受容・共感

教師が「居場所づくり」に取り組んだり「絆づくり」の場を提供したりする際には、まず児童生徒個人やその集団のもつそれぞれの特徴や傾向をよく理解し、把握することが重要です。正しい児童生徒理解により、働きかけの効果的な内容・時期・方法などを考えることができ、日常の場面で適切な声かけができます。このような児童生徒理解や児童生徒との関係づくりのためには、日頃の児童生徒とのコミュニケーションや信頼関係づくりが必要です。そこで大切になってくるのが、「傾聴・受容・共感」というキーワードです。話の内容にかかわらず傾聴する姿勢をもち、受容的で温かい雰囲気をつくり、共感的な態度で話を聴くことは、児童生徒の不安を和らげ、よりの確な児童生徒理解へとつながります。

Ⅲ 「インターネット上のいじめ」を防ぐ

学校などの特定の場所で行われるいじめとは異なり、「インターネット上のいじめ」は時を選ばず行われ、さらに、グループ内だけで共有できるサイト等、見えないところで行われるものもあり、把握することが大変困難です。そのため、予防と早期対応が一層重要となります。学校で行うことができる予防対策として以下のことが挙げられます。

- ① 教師自身が携帯電話・スマートフォン等各端末の機能・性能や、インターネット特有の危険性などに関する基本的な理解を深める。
- ② 個人情報の取り扱いに留意しつつ、インターネットやメールを中心に児童生徒の携帯電話等の利用実態を十分に把握する。
- ③ 学習指導要領を踏まえ、「情報モラル」の指導をより一層充実させる。
- ④ 学校での携帯電話等の取り扱いに関するルールを策定し、それを徹底させる。
- ⑤ 家庭に対し、情報モラルについて家庭内でしっかりと話し合うことを呼びかけるとともに、有害情報に関する意識の向上を図り、フィルタリングの普及を働きかける。
- ⑥ 子どもが発する危険信号を把握するように努めるとともに、その未然防止・早期発見の観点から、保護者や地域人材等の協力を得ながら、インターネット上の学校非公式サイト（いわゆる「学校裏サイト」）やプロフ等の定期的な巡回・監視活動を実施する。
- ⑦ 誹謗・中傷等を発見した場合や子ども・保護者から相談があった場合に備えて、日頃から校内の相談体制を整備し、学校全体で共通理解を図る。

Ⅳ いじめの起きにくい環境をつくるために

いじめに向かわない心を育てるためには、学校生活のさまざまな場面において、職員が「居場所づくり」や「絆づくり」のためにさまざまな「仕掛け」をし、児童生徒の自己有用感や自己肯定感を育むことが大切です。以下は、県立学校における場面別の指導事例です。

【場面別事例集】

場 面	テーマ	キーワード
1 朝のショートホームルーム（SHR）	朝のSHRは児童生徒観察の場	「規律」 「居場所づくり」 「学力」 「傾聴」「受容」「共感」
2 授業（1）	規律があり、自己有用感を引き出す授業	「学力」 「居場所づくり」 「自己有用感」 「規律」
3 授業（2）	児童生徒が活躍する「分かる授業」	「学力」 「自己有用感」
4 清掃活動	個々の役割を明らかにし、自ら活動させる仕組みづくり	「規律」 「絆」 「自己有用感」
5 部活動	日々の活動を通して人としての成長を促す場	「規律」 「居場所づくり」 「絆づくり」 「自己有用感」
6 放課後の個人面談	いじめの「治療的予防」を踏まえた児童生徒面談	「治療的予防」 「教育的予防」 「傾聴」「受容」「共感」
7 学校行事	一人一役による自己有用感の醸成	「自己有用感」
8 ホームルーム経営	ホームルーム日誌はコミュニケーションツール	「居場所」 「自己有用感」
9 ホームルーム活動	インターネット上のトラブルを防ぐ「情報モラル教育」の取組	「自己有用感」 「居場所づくり」 「絆づくり」

場面1：朝のショートホームルーム（SHR）

朝のSHRは児童生徒観察の場

取組の紹介

朝の職員打ち合わせが終わると、できる限り早く教室に行く。まずは廊下やロッカーの上の整理整頓状況を確認し、教室に入る。最初に全体の様子を確認し、それから個人的に連絡したいことや話したいことがある生徒に声をかける。その合間に生徒の雑談に加わりながら、普段と様子が違う生徒がいなくても目を配る。数分であるが、毎日の大切な時間である。チャイムが鳴り、挨拶をする。挨拶をする前に、身だしなみを整えさせ、前を向いてきちんと声を出して挨拶するよう声をかける。学校での1日を規律ある雰囲気できちんと始めたいと挨拶にはこだわっている。SHRでの連絡事項は、全員が理解できるよう、提示する順序を考え、内容を整理し、重要事項は繰り返して話す。生徒が後で確認できるよう、クラス掲示や連絡黒板も活用する。しっかり話を聞くよう私語はさせない。クラス内でごみの分別や整理整頓ができていない、前日生徒同士でちょっとしたトラブルがあった、教科担当から授業で気になる生徒の話聞いたなど、クラスの規律が崩れそうな兆候があれば、クラス全体を戒めるような話をし、また、褒めるべき事柄があったときには、それを大いに褒める。世間でいじめに関する事件があった場合には、それについてコメントし、生徒にも考えさせる。SHR後も生徒観察の場である。友人関係や部活で悩んでいる生徒、いつも様子の違う生徒には、さりげなく近寄って行って声をかけ、場合によっては廊下に呼んで話を聴くこともある。

解説

朝は児童生徒がいわゆる「素」の状態であるため、その日の調子の善し悪しや前日とのささいな変化を見つけやすい時です。変化があれば、適切に声をかけ、それに気付いたことを児童生徒に知らせます。教室環境を整備し、身だしなみを整えさせることは「規律」ある雰囲気をつくりだし、児童生徒がフラットな関係で安心して教室で過ごせる「居場所づくり」にもつながります。SHRで話をしっかり聞かせることは、このあと始まる授業への態勢づくりの意味で重要であり、クラス全体が落ち着いて、前向きに授業を受けることができれば、「学力」の向上も期待できます。SHR前後の児童生徒との雑談は、部活動の様子や家庭の状況、児童生徒同士の人間関係などを知る良い機会であるだけでなく、児童生徒が担任に相談しやすい関係を築くのに役立ちます。児童生徒の話をするときは、常に「傾聴」「受容」「共感」の姿勢が大切です。

ひと言メッセージ

朝の職員打ち合わせが長引いたり、1時間目の授業が入っていたりすると、毎日児童生徒観察の時間を十分とれるわけではありません。それでも朝の挨拶をする時は、必ず児童生徒全員の様子を見て、出欠席を確認し、教師自身もきちんと挨拶をするようにしましょう。一日を気持ちよく落ち着いて始めるためにも、SHRの雰囲気づくりは大切です。

リンク

- ・ 朝・帰りの会（TOSS ランド：教育ポータルサイト） <http://acv.tos-land.net>
- ・ 一日の見通しをもつ朝の会と明日への希望をもつ帰りの会
（一人一人を大切に『学級経営』実践の手引き：岐阜県教育委員会）
<http://www.gifu-net.ed.jp/kyoka/tokkatu/syou/syoupdf/s5pasakaeri.pdf>
- ・ 朝の会・帰りの会の運営（若い先生のための学級経営講座：埼玉県教育局）
<https://www.pref.saitama.lg.jp/g2204/documents/gakkyuukeiei7-1.pdf>

セルフチェック

〈SHR前後〉

- 全体の雰囲気違和感を覚えることはなかったか
- 児童生徒の様子を十分観察したか

例えば、次のような児童生徒はいなかったか

- ・表情が沈んでいる
- ・具合が悪そうだ
- ・孤立している
- ・いつもと違うグループにいる

- 気になる児童生徒の様子を確認したか
- 適切に声かけができたか
- 児童生徒の話を丁寧に聴くことができたか
- 連絡なく欠席している児童生徒がいた場合、保護者に連絡したか

〈SHR時〉

- 欠席者がいないか確認したか
- 気持ちよく挨拶できたか
- 児童生徒に落ち着いて話を聞かせることができたか
- 身だしなみ、教室の机、椅子の配置、私物（教科書類、飲み物等）を整えさせたか

場面2：授業（1）

規律があり、自己有用感を引き出す授業

取組の紹介

事例A

授業がおもしろいと評判のA先生は、生徒Bに対して常に配慮している。成績の悪いBは、友達も少なく、場の空気が読めないため、周囲から浮いた存在になっていた。授業でも的外れなことを言っては周りの生徒の失笑を買っており、A先生はその度にうまくフォローし、放課後には何回も補習指導を行っていた。ある時、A先生は普通の雑談からBの趣味を知っていたため、授業内容とBの趣味を絡ませた発問を用意し、指名する順番もうまく合わせてBに答えさせた。Bは知識を披露しながら明快に答えたため、A先生はそこを逃さず大いに褒めた。その後もA先生はよくそういった発問を行い、また、文化祭でもBの意見を取り入れたため、クラス内でも少しずつBの存在感が変化しているようである。

事例B

教員生活がまだ浅いC先生は、生徒から慕われ、人気のある先生である。しかし生徒に対して身だしなみや環境美化などに関する指導ができず、友達感覚の口調で会話することも多く、児童生徒との関係はややなれ合いとなっている。授業の雰囲気は明るく自由でのびのびしているが、私語も多く、課題の提出状況も良くない。また授業中に、うまく答えられない生徒に対して、つい軽く揶揄するような言い方をしてしまう。

解説

いじめ未然防止の観点においても、授業の役割は非常に大きいと言えます。学校生活の大半を過ごす授業時間が児童生徒の心因的要因に大きな影響を及ぼし、授業が理解できない焦りや劣等感などのストレスがいじめを生む土壌になることは往々にしてありえることです。魅力的で分かりやすい授業から生まれる「学力」が生活全般の土台であり、教師の授業におけるさまざまな工夫が「学力」を引き出します。

また、児童生徒が授業で間違っただけの発言をしても、周囲から冷やかされたりからかわれたりしない雰囲気はいじめを生みにくいと考えられます。逆に、教師の軽率な発言が、時にいじめを助長してしまうことがあるので気を付けましょう。児童生徒を褒めて認めて「居場所づくり」をし、児童生徒の「自己有用感」を高めることが大切です。

いじめ未然防止に集団内の「規律」は欠かせません。秩序があり整理整頓された環境が、良い雰囲気と「規律」をつくりまします。ただし、教師と個々の児童生徒との「なれ合い」の関係が集団の「規律」を乱すことがあるので気を付けましょう。「規律」の緩みがいじめなどの問題を生む土壌となります。

ひと言メッセージ

授業を他の先生と見せ合うことや、保護者等への公開授業、児童生徒への授業アンケートなどにより、自らの授業を振り返ることにより、授業改善につなげましょう。

授業の進め方や授業での児童生徒の様子を情報交換できるような教職員同士の人間関係は、問題を未然に防ぐためにも、とても大切なことです。

リンク

- いじめに備える基礎知識（国立教育政策研究所）
http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/2507sien/ijime_std.pdf
- 生徒指導リーフ（文部科学省 国立教育政策研究所）
<http://www.nier.go.jp/shido/leaf/>

セルフチェック

- 教室内の環境が整理整頓されているか
- 教師と児童生徒との関係において適切な距離感が保たれているか
- 授業規律が守られているか
- 授業で児童生徒が間違っただ発言をしても嫌な思いをしない雰囲気をつくっているか
- 児童生徒の良いところを褒めているか
- 児童生徒に不適切な言動をしていないか

場面3：授業（2）

児童生徒が活躍する「分かる授業」

取組の紹介

“Hi, how are you?”

彼女の授業は開始早々から元気いっぱいだ。生徒たちもそれに応える。今日もにぎやかな英語の授業が始まる。

彼女の授業で寝ている生徒はいない。私語やよそごとをしている生徒もない。そんな暇はない。次から次へとテンポ良く活動が与えられる。ペア・ワーク、グループ・ワーク、発表。いつも活動の主役は生徒たちである。

この日の授業の活動のメインはディベート。中学校のとき、決して英語が得意ではなかった生徒が、積極的に英語を使って自分の考えを述べようとしている。もちろん完璧な英語ではないが、自分の知っている語彙や表現を使って、何とか相手に伝えようと努力する。

このクラスには、就職希望者も多く、大学入試が英語学習の主たる動機付けになっているわけではない。しかし、将来、職場で実際に英語を使ってコミュニケーションをすることが求められる可能性もあるため、それが学ぶ目的になっている。英語で自分の考えを相手に伝えることができたり、相手の言うことが理解できたりしたときの生徒の様子は、しごく楽しそうである。

「この学校の英語の授業を受けたら、英語がぺらぺらしゃべれるようになる、ってところまでもっていきたい。少なくとも、街で困っている外国人を見かけたら、積極的に話しかけることができるようになってほしい。」これが彼女の思いである。

解説

学校生活のメインは授業です。その授業についていけないことは児童生徒にとって大きなストレスとなります。「学力」に対しての自信のなさや不安が「自己有用感」を低下させるばかりか、そのストレスを他の児童生徒に向ける場合もあります。多くの学校がいじめ防止基本方針に、「分かる授業」の項目を未然防止策のひとつとして組み入れているのはそれを防ぐためなのです。

また、ペア・ワークやグループ・ワークは、他の児童生徒と適切に関わる能力を高める効果があります。自分の意見を伝えることだけでなく、相手の意見を知ることは、児童生徒の視野を大きく広げるでしょう。共に学び合い、共に高め合う人間関係を構築できるような授業づくりが大切です。

ひと言メッセージ

授業力こそが「指導力」。授業で教科の魅力を伝えられる教職員は、児童生徒の信頼を得られます。

言語活動で養いたい力は、「話す力」とともに「聞く力」。多様な意見に触れ、それについてしっかりと考えさせることで、人間の幅を広げることができます。

リンク

- ・校内研究の充実3～「集団づくり」と「授業づくり」7つの視点～
(宮城県大河原教育事務所)

<http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/249068.pdf>

※授業を通じて自己有用感を高めるためにはどんな点に気を付けたらいいかが、とても分かりやすく解説されています。

セルフチェック

- グループ学習の場を設定しているか
- 多様な答えがでるように発問を工夫しているか
- 児童生徒が自分の意見を発表する場を設定しているか
- 授業計画に言語活動を組み入れているか
- 児童生徒の実態を把握し、それに基づいた単元計画を立てているか
- 「解答を与える」のではなく、「解答を引き出す」工夫をしているか
- 授業や単元の終わりに、振り返りの時間を設けているか
- 授業を主体的、協働的な学びの場としているか

場面4：清掃活動

個々の役割を明らかにし、自ら活動させる仕組みづくり

取組の紹介

清掃は、生徒の特性がよく現れる場である。自ら進んで取り組む生徒もいれば、なかなか動かない生徒もいる。一番避けたいのは、まじめな生徒ばかりに負担がかかることである。それは、いじめに発展することにもなりかねない。私は清掃分担を細かく分け、一人一役付け、ペアで担当させている（例：教室北側のほうき担当、床雑巾担当）。清掃道具が生徒個々に行きわたるように、年度当初に補充し、雑巾を多めに集め、年度途中に時々新しいものに変える。最初に清掃手順を示し、道具の取り扱い方の指導もする。教室、廊下、手洗い、トイレ等、清掃箇所によって多少負担が異なり、マンネリ化を防ぐため、今年度は1週間交代でローテーションを組んでいる。年間でおよそ3回し、全ての分担を経験することになる。生徒は、自分がやるべきことが明らかたため、比較的スムーズに動く。また自分の担当場所がきれいになれば、それを実感できる。自分の分担が終わったら、周りの手伝いをするように指導しているので、ちりとりや机運びなどは助け合っている。私自身も一緒に清掃に参加し、椅子机運び等もしている。教職員が同じ場にいることは重要なことである。清掃をしながら話しかけると、授業時とは違った表情を見せ、生徒はいろいろな話をする。また、話しかけてくる生徒も多い。自ら積極的に清掃している生徒や、級友に気配りのできる生徒がいれば、ささいなことでも「ありがとう」と声をかける。清掃中は生徒を褒める場面が多くある。

解説

教室、廊下、手洗い、トイレ等児童生徒の学校生活の場を美しく整えることは、児童生徒自身の心身の安定をもたらす、いじめが起きにくい環境づくりにつながります。また、役割分担を明確にし、責任をもって清掃させることは、他人に仕事を押し付けることもなく「規律」ある清掃活動となります。さらに、ペアやグループで清掃することによって、協調性や「絆」が生まれ、自分の担当箇所がきれいになることで、清掃した達成感を得られます。その取組状況を評価され、褒められれば「自己有用感」も感じることでしょう。全ての区域を担当することは、学校での生活空間をクラス全員できれいにしている自覚をもたらす、美しさを保とうとする意識が芽生えます。普段は目立たないけれども、真面目に清掃する児童生徒はどこのクラスにもおり、そうした児童生徒が評価される雰囲気づくりも大切です。

一言メッセージ

清掃時間中やSHRなど機会あるごとに、「協力して環境整備をすることで自分たちが居心地よく学校生活を送ることができる」ということを話すと、児童生徒が清掃活動に主体的に取り組む意識を高めることができます。

効果的な清掃分担を組むことも重要です。児童生徒の様子や各清掃区域の必要人数等を勘案し、他の教員のやり方も参考にしながら、いろいろ工夫しましょう。

キーワード

- ・ 清掃活動のアイデア
- ・ 給食と清掃の指導
- ・ 掃除教育カリキュラム

図書

- ・ 子どもたちが自ら進んで動く掃除システム作り小事典 (TOSS 岡山サークル MAK 著)

セルフチェック

- 清掃分担は適切か
- 清掃用具は足りているか、破損しているものはないか
- 清掃手順や方法は明確か
- 教師自らが清掃監督の任務を果たしているか
- 清掃への取り組みが良くない児童生徒に、やる気をもたせるような声かけをしているか
- 積極的に清掃している児童生徒を認め、褒めているか
- きれいになった箇所を評価し、児童生徒に達成感や清掃意欲をもたせているか
- まじめに清掃に取り組んでいる児童生徒が嫌な気持ちになる雰囲気はないか
- 清掃時間が児童生徒とのコミュニケーションの場となっているか

場面5：部活動

日々の活動を通して人としての成長を促す場

取組の紹介

12月に2年生のキャプテンから練習時間の確保と基礎体力強化の目的から「朝の練習を行いたい」と申し出があった。自主的に行うことと、個人の能力に合わせたメニューを作成し、事前に内容を顧問に相談するのであればよいと許可をした。部員は、相談してメニューを決め、顧問が内容を確認した後、坂道ダッシュと筋力トレーニングを開始した。

朝の練習を始めてから間もない頃、1年生部員のDが練習を休むようになった。Dを呼んで理由を聞くと、「練習についていけない」というのである。話を聞くと、メニューは先輩たちが作成したもので、1年生の自分には負荷が大きくつらいというのだ。また、先輩たちが練習を強要するので、体力的に厳しく、部活動が楽しくないとも話した。

次の日、練習後キャプテンを呼び、Dの相談に乗るよう指導するとともに、朝の練習は自主的な練習と位置付けているので、無理をしないことや個々に目標をもって取り組ませるようアドバイスした。

しばらくして、キャプテンからのアドバイスに安心したのか、部活動に元気に参加しているDの姿を見ることができた。

キャプテンは、普段から部員個々の体力を把握している。そのため、下級生に対して適切にアドバイスすることができたようだ。また、児童生徒が安心して部活動に参加できるようにするには、生徒間のコミュニケーションが大切であり、その環境をつくれるのは、顧問であることを自覚した。

解説

部活動は、児童生徒が共通の目的をもって日々の活動に取り組む場です。部活動内での決めごとや、その競技のルール等を守ることで、「規律」ある行動がとれるようになります。

また、部活動は人間関係をつくる場でもあり、「居場所づくり」「絆づくり」にもつながります。顧問と部員、先輩と後輩、場合によっては、部員と保護者など、さまざまな人間関係が存在します。先輩が後輩を指導したり、他の部員から頼りにされたり、褒められたりすることで、児童生徒は「自己有用感」を育むことができます。そして、思いやりの心や責任感・連帯感の育成にも有効で、教育的意義は大きいと考えられています。そのため、安心して部活動に参加できるよう、児童生徒の様子を観察し、的確な指示や声かけをすると効果的です。

ひと言メッセージ

集団と個人への指導を分けて対応することが大切です。

半年先、1年先、3年先を見通し、目標をもって指導するとよいでしょう。

自主的な活動においても、事故発生の危険性を予測できるような場合には注意が必要です。

気付きをメモし、担任や学年団と情報を共有するよう心掛けましょう。

リンク

- ・ 生徒指導リーフ Leaf.18 「「自尊感情」？それとも、「自己有用感」？」

(文部科学省 国立教育政策研究所)

<http://www.nier.go.jp/shido/leaf/>

キーワード：自尊感情、自己有用感 ねらい：「認める」行為が、「自己有用感」を育む

セルフチェック

- 生徒の自主的、自発的な参加により活動が行われているか
- ケガや事故を予防するため、適切に活動に立ち会っているか
- 日頃と様子が違う、又は不安を抱えている児童生徒に、早めに声をかけているか
- 部活動以外でも話ができる関係をつくっているか
- 児童生徒の意見に耳を傾け、適切に助言しているか
- キャプテンの言動に対し、必要に応じて適切なアドバイスをしているか
- 方針を修正する場合は、キャプテンと個別に確認し、個人と集団のバランスを考慮して進めているか
- 適切に休養日を設けているか（過度な負担をかけていないか）

場面6：放課後の個人面談

いじめの「治療的予防」を踏まえた児童生徒面談

取組の紹介

生徒Eは気持ちが不安定で、相手の立場に立って考えることができないため、相手を傷つけるような言動が多く、友人とはいつも「いじり合い」の関係となっていた。また、成績も下位で、直近のテストでは自己最低の結果となり、仲間からもからかわれてイライラしていた。そのはけ口なのか、Eはおとなしい生徒Fをしつこくからかうことが多くなった。ある時、Eが仲間と一緒にFをからかっているところを目撃したG先生は、その場に居合わせた全員を注意した。更にG先生は帰りのショートホームルームでクラス全体にも注意を喚起した。そして放課後にEを呼び、面談を行った。

面談では、まずEの話をじっくり聞いた。学校内のこと以上に、学校外のことを聞くのに多くの時間を割いた。Eは、複雑な家庭事情、中学校時代の友人との良くない関係など、ぼつりぼつりと話した。Eが抱えている問題は、すぐに解決できるようなものではなかったが、傾聴した後で、共感を示し、問題を一緒に考えていこうと伝えた。そして、やってよいことと、いけないことの線引きを指導した。面談の最後に、今後も困ったときはいつでも相談に乗ることを約束した。

その後も、G先生はEと面談を週1回程度行い、Eの趣味や嗜好^{しこう}についての話もするようになった。Eの態度が少しずつ変わり、相手を傷つけるような言動は少なくなっていた。

解説

児童生徒との個人面談はいじめの未然防止の上でも重要です。特に問題を抱えた児童生徒に対しては、面談が児童生徒の心の安定と問題行動の抑止につながるなど、少なからぬ影響を与えます。したがって、気になることがあれば適宜個人面談を行うことが大事です。問題を抱えた児童生徒に対して行う面談では「治療的予防」効果が期待でき、全ての児童生徒に対して行う面談では「教育的予防」効果も期待できるはずです。

「治療的予防」の面談では、まず当該児童生徒の話を聞くことが基本となります。学校外の問題が児童生徒の学校生活に影響を与えていることも多いので、慎重に話を引き出します。その際に教育相談的手法として、「傾聴」「受容」「共感」によって児童生徒の気持ちに寄り添うことが効果的です。また、困ったらいつでも遠慮なく来てもよいという姿勢が、児童生徒との信頼関係を構築します。

ひと言メッセージ

他の児童生徒とトラブルになりやすい児童生徒については、普段からコミュニケーションを継続的に取っておくことと、保護者と連絡を密にすることが大事です。

特に問題を抱えてなさそうな児童生徒に対しても、定期的な声かけと面談を行うことで、いじめの未然防止につながります。

リンク

- ・生徒指導リーフ Leaf.5 「教育的予防」と「治療的予防」
(文部科学省 国立教育政策研究所)
<http://www.nier.go.jp/shido/leaf/>

セルフチェック

- 日常生活における児童生徒同士の人間関係を把握しているか
- 児童生徒一人一人の学習成績の推移を把握しているか
- 児童生徒の話をしっかり傾聴する姿勢をうち出しているか
- 児童生徒の話に共感を示し、気持ちに寄り添っているか
- 児童生徒と信頼関係を構築しているか

場面7：学校行事

一人一役による自己有用感の醸成

取組の紹介

6月上旬に実施される体育大会では、競技のほかに、応援合戦をはじめとするクラスの団結力を高めるさまざまな企画がある。大会までに、クラス全員のゼッケンやオリジナルのクラス旗を作成し、さらに応援合戦で着る衣装やダンスの創作も必要である。

1年生は入学当初にクラス役員を決めたばかりであるが、早くも体育大会の選手や役割等を決めることとなる。この時期は、まだお互いのことをよく知らない。そのため、一部の活発な児童生徒が中心になって役割が決まってしまうこともある。

生徒Hは、人付き合いが上手でなく、自分の意思をうまく表現できない。そのためか、言われるままにダンスの創作係になってしまった。その係に決まってから、放課後、教室に残って何度も話し合いをしたが、他の5人の係は意見を言うだけでまとまりがなく、行事2週間前になって一向にダンスが創作できないでいた。責任感の強いHは、当日までに完成できるのか不安になり、夜も眠れなくなってしまった。

Hの様子がおかしいことに担任が気付いたのは、Hが欠席するようになってからであった。すぐに担任は、学年主任とともに家庭訪問をした。Hの胸の内をじっくりと聞いたところ、Hたちは、体育大会がどのようなものか、イメージが湧かず、大きな不安を抱えていることが分かった。そこで担任は、過去の体育大会の映像を見せるなど、Hたちが具体的なイメージをもてるよう働きかけるとともに、Hや他の5人にそれぞれ具体的な役割を与えた。その後も担任は折に触れて進捗状況を確認するなど、見守り続けた。その結果、Hたちは1週間でダンスの振り付けを完成させ、クラスに示すことができた。

解説

学校行事で何らかの役割を与え、それをやり切るという体験をさせるのも、「自己有用感」をもたせる一つの方法です。行事に向けてクラス生徒をいくつかの係に分け、役割を明確にして計画を立てさせると良いでしょう。また、完成までには、いくつかのステップを設け、進行管理をすることが大切です。効率的に作業を進めるために、細かな役割分担を話し合いなどにより調整させ、まとまったことをクラス全員で共通理解を図る場を設定することも、学校行事に主体的に参加する態度を養ううえで効果的です。

ひと言メッセージ

行事は、児童生徒が成長する大切な機会です。行事への理解が十分でない児童生徒は不安に思います。事前準備は念入りに行いましょう。

児童生徒に共通の目標を掲げさせましょう。目標を大きく書いて教室に貼って雰囲気盛り上げるのも一つの方法です。

リンク

- ・高等学校 第1学年 学校行事指導プラン 「体育祭」
(宮城県総合教育センター)

http://www.edu-c.pref.miyagi.jp/longres/H18_A/pdf/sinro/18hs-gyo-taiiku.pdf

キーワード：キャリア教育、望ましい人間関係、自己肯定感

セルフチェック

- 過去のビデオや写真を見せるなど、行事のイメージをつかませ、
取り組みやすい雰囲気をつくっているか
- 係の核となる児童生徒の様子を観察し、困っている時はアドバイ
スができるよう意識しているか
- やる気のなさそうな態度をとる児童生徒に声をかけ、協力体制を
整えているか
- その際、行事に前向きに取り組み、クラスの団結が高まるような
アドバイスをしているか
- 積極的に取り組む児童生徒に対し、自己有用感をもたせられるよ
うな声かけをしているか
- それぞれの役割の進捗状況を適宜確認しているか

場面8：ホームルーム経営

ホームルーム日誌はコミュニケーションツール

取組の紹介

毎日書かせるホームルーム日誌。毎日のことだからこそ大切にしたい。ただ「頑張った」「楽しかった」「疲れた」という味気ない報告のみでは終わらせない工夫。ホームルーム日誌は、教員生活6年目を迎えたある国語科教諭にとって、ホームルーム経営の軸となっている。

このクラスのホームルーム日誌の生徒所感は3つのパートに分かれている。1つ目は前日の日直からの質問に対する答え。2つ目は明日頑張りたいこと。3つ目は次の日直に対する質問事項。生徒と教員のやりとりだけに終わらず、生徒が次の生徒に質問をつないでいく。

毎日やることだからこそ、意義のあるものにしたい。その担任の思いと日々の積み重ねが、ホームルームを形作っていく。ホームルーム日誌は担任と生徒との、そして時に生徒同士の重要なコミュニケーションツールのひとつになる。

生徒所感	Q.生きてきた中で一番つらかったことは？ スイミングの1級のテストで100mクロールを泳いだことですかね。息継ぎしても酸素が入ってこない感じが死ぬかと思いました... もうすぐテスト週間ですね。みんな満足できる点が取れるといいですね。私も頑張らなければ。	前日の日直の質問に対する答え
担任所見	Q.最近やって楽しかったことは？ スイミングやってたんだね!!なんだか意外です。しかも1級なんてバリバリですね。心肺機能を高めるために保護者が考えてくれたのかな?実は私も小学校6年生まで習ってたよ。息継ぎねえ...。私も苦労しました。できないと水飲んでお腹いっぱいになるよね。 さーて、テスト週間も近いし、みんな体調をしっかり整えてね!寒さに負けるな~!!	
		次の日直に対する質問

ある日のホームルーム日誌

解説

学級経営の基本は人間関係です。児童生徒間、そして教職員と児童生徒との良好な関係抜きでは成り立ちません。特に教職員と児童生徒との関係においては、児童生徒が声をかけやすいように教職員は普段から話を聴くための門戸を開いておく必要があります。ホームルーム日誌は、そのためのツールの一つです。また、児童生徒間、あるいは教職員と児童生徒との間で一つのものを共有することにより、児童生徒のクラスへの帰属意識を高めることができます。上記の取組例においては、生徒相互のコミュニケーションの場をつくることにより、児童生徒の「居場所」をつくり、「自己有用感」を高める効果も期待できます。

一言メッセージ

ホームルーム経営において、学級内のルールづくりは大切です。ルールをつくったら適宜ルールが守られているかどうか点検を忘れないようにしましょう。

クラス内でいじめが起きたときに、すぐに教職員に相談してくれるような「鋭敏な感覚」をもった児童生徒の育成も重要です。

リンク

- 学級づくりガイドブック～好ましい人間関係を育む学級をめざして～（千葉県総合教育センター）
https://db.ice.or.jp/nc/?action=cabinet_action_main_download&block_id=570&room_id=18&cabinet_id=36&file_id=161&upload_id=1122
※学級づくりのノウハウが具体的に分かりやすく書かれており、チェック表を利用して自らの実践を振り返り、確認することができます。

セルフチェック

- 一人一人が安心して生活できるための学級のルールづくりをしているか
- 学級のルールを折に触れて再確認したり、点検したりしているか
- 児童生徒が教職員に声をかけやすい環境をつくったり、発言したりする場を設けたりしているか
- 教職員が児童生徒に対し適切に自己開示しているか
- 児童生徒が学習しやすいように教室環境を整えているか
- 児童生徒が話しかけてきた時に、児童生徒の方を向いてしっかりと話を聴く姿勢をつくっているか

場面9：ホームルーム活動

インターネット上のトラブルを防ぐ「情報モラル教育」の取組

取組の紹介

「LINE」を題材にして、情報モラルを意識させ、問題の未然防止を目的とした授業を実践した。

① グループ・ワーク

静岡大学教育学部准教授の塩田真吾氏が株式会社LINEと共同で研究開発した「情報モラル教材(第1弾)」を使用し、班別で話し合わせた。

★教材の一例：「こんな時、どう伝える？」

「あなたが参加しているクラスの「LINE」グループで次のような会話がありました。あなたがブラウンならどう対応しますか？」

- ◎ブラウン 「明日の南中の練習試合は8時集合だよー」
- ◎コニー 「南中の友達に紹介したいから、みんなの顔写真送ってー！(^_^)」
- ◎レナード 「いいよー」
- ◎ブラウン 「あとで送るねー」
- ◎ジェームス 「南中の奴知らないから無理」「顔写真送れとかウザくない？」

他人と意見がすれ違った時にどう対応するかという、正解のない問題を考えさせることがこのワークのねらいである。今回の例で問題だったのはコニーとジェームスの発言であるが、各班でさまざまな意見が発表された。「コニーとジェームスに自分の考えをはっきりと伝える」という意見のほか、「話題を変える」「場を和ます」「やんわりオブラートに包んで指摘する」「何かあるといけないから、明日みんなで直接相手に紹介しよう」とまとめる」「個人写真じゃなくて集合写真にしよう」と提案するという意見もあった。中には、「ジェームスを退会させる」「ジェームスを除いたグループをつくる」「無視する」といった、授業の意図とは逆の意見も出された。

② 振り返り

グループ・ワークにおいて、班員の中で最初に口火を切った、リーダーシップをとった、場を和ませた、他人の意見をよく聞いたのはそれぞれ誰だったか等、各班員の役割を振り返らせた。最後に本授業の目的を説明し、他人とコミュニケーションをとる時は、どのような対応をすとしても、「相手を想像して気遣うこと」が重要なのだとまとめた。

解説

「相手を想像して気遣うこと」は、いじめを発生させない上で大きな要素であり、それはインターネット、特にLINE等のSNSの世界でも同じことが言えます。本授業はSNSにおけるいじめの「教育的予防」を主目的とし、「自己有用感」を高めるとともに、「居場所づくり」「絆づくり」を目指しています。

①のグループ・ワークはLINEを題材にしてインターネットとの上手な付き合い方や適切なコミュニケーション方法について「自ら考える」啓発教育を行うことを目的とし、単に「悪口を書かない」ではなく、「何が悪口なのか」を理解し、どう対応すべきかを考えさせる内容となっています。

②の振り返りは、他者理解と自己理解を深め、そこで得られた気付きや感情を全員が共有することを目的としました。「相手を想像して気遣うこと」の大切さを改めて認識させることができました。

ひと言メッセージ

机間指導をして、全体の会話がはずんでいなかったり、参加できていない児童生徒がいたりする班は、教職員が支援しましょう。時間があれば、班の意見をワークシートに集約させて、班ごとに発表させましょう。

事前と事後にアンケートをとり、児童生徒の意識の変容をみるのもよいでしょう。

リンク

- ・「静岡大学教育学部 塩田真吾 研究室」ウェブサイト
<http://shiotashingo.main.jp/?cat=6>
- ・ワークショップ教材「楽しいコミュニケーションを考えよう！」の申し込みサイト
<https://linecorp.com/inquiry/textbook/form.html>

セルフチェック

- 適度にリラックスした雰囲気の中にも、児童生徒がふざけることなく、積極的に取り組もうとしているか
- 児童生徒がそれぞれ発言し、自分の意見を言っているか
- 活動に消極的な児童生徒はいないか
- 児童生徒がお互いに他者の意見をよく聞いて、理解しようとしているか
- 班の中で児童生徒一人一人の役割分担がある程度なされているか

いじめ予防以前

対人関係でネガティブな感情が生じることは避けがたくある。人間同士の関係がいつもスムーズにいくとは思わない方がよい。しかし、人間のもつネガティブな側面が「いじめ」という形で、被害者の人間性を決定的に傷付けるような事態にいたらないようにする必要はある。そのために、何を考えればよいのだろうか。「いじめは、いけません」「いじめは、犯罪です」ということを繰り返し子どもたちに伝えればよいのか。たぶん一定の効果はあるだろう。しかし、それでは十分ではない。それだけでなく、「いじめは、いけない」「いじめは、いけない」と言えば言うほど「いじめ」のイメージが子どもたちの脳にすり込まれていくという側面も心に留めた方がよい。そもそも繰り返し口にするだけで、ネガティブな行為が減っていく、なくなっていくというのなら、この世の犯罪はずっと少なくともよいはずである。

言葉より身体性の方が信頼できる。「いじめは、いけない」ということを、身をもって分らせる、体験的に習得させるというプログラムは、そのような発想のもとにある。ロールプレイ、構成的グループエンカウンター、体験学習などのグループアプローチは、効果ある予防法だと思う、少なくとも口で繰り返すだけよりも。しかし、「いじめ」撲滅にはほど遠い現実は、容易に変わらない。

なぜ変わらないのか、どうしたらよいのだろうかと考えている時、一つの講演を聴いた。少しだけ目を見開かされた気がした。いじめ予防に特化した話ではない。「正しい脳育て」という題で、大学教授で小児科専門医の成田奈緒子氏が話していた。「心を病んだ子どもたち、無気力な子どもたち、凶悪な犯罪行為に走る若者たち・・・子どもの数は明らかに減ってきているのに、問題を抱える子どもたちの数は増加し低年齢化している」。そのとおりだと思う。「いじめ」問題もその範疇に入る。問題の解決・解消には、心を育てなくてはならない。「『子どもを育てる』ということとは『心を育てる』ということである。『心を育てる』ということとは、実は『脳を育てる』ということなのである」。なるほど違いない。「心を育てる」と言われると、曖昧な感じがつきまとい、心って何？というスタート地点でつまづいてしまうが、「脳を育てる」というと対象がしっかりする。思考を始めることが可能になる。そこで話されたことは、いくつかの点で衝撃的であったが、実は、そのことを私たちはどうに知っていたのではないかという気もした。

脳には、大きく分けて三つの脳がある。①「からだの脳＝生きるための脳（脳幹）」（寝て・起きて、ご飯を食べて、からだを動かす）、②「お利口さんの脳＝人間らしさの脳」（言語や微細運動、勉強やスポーツ）③「こころの脳＝社会の脳（前頭葉）」（社会での成功、幸せ）の三つである。①は、動物の脳でもある。発達には、必ず①→②→③の順序で起こる。この順序が狂うことはありえない。成田氏は、「我慢できない子、キレる子、問題を起こす子は、①→③のつながりがうまくいっていない」「家造りにたとえると、土台、一階部分①が貧弱なのに、二階部分②が巨大化している子が多い」という。②の部分というのは、勉強、運動を含めた、広く学習を「つかさど」る部分で、確かに家庭でも学校でもこの部分の鍛錬に関心が集中しすぎる。ところが、家と同じく、貧弱な一階①に巨大な二階②を乗せれば、不安定で長持ちせず、崩落の憂き目に遭う。③という屋根を乗せるに至らず、家は完成しないままである。今、子どもたちに起きているのは、そういうことなのだと説明があった。

「いじめ」予防に関わる脳は③で、この脳③が十分に発達していれば、想像力が豊かで、自分の状況を考えて、行動をコントロールすることが可能になる。思いやり深い言動が可能になり、自分

の中に否応なく芽生えてしまったネガティブな感情の嵐を他人にぶつける形（たとえば、いじめ）で解消することはしないだろうと想像できる。③の十分な発達のために不可欠なのは、①の発達である。さて、具体的には、どうしたらよいのか。①の脳は、他の動物も持つ脳である。人間の発達は、生物の進化の歴史をたどる。脳も例外ではない。生きるための脳①は、生まれてから5歳ぐらいまでに発達する。寝る、食べる、動くための脳には、小学校に入学するまでに、早寝・早起き・朝ご飯の生活習慣が確立することが大切である。中でも一番大切なのは、睡眠である。人間の睡眠は、太陽のリズムに合わせた方がよく、6～10歳なら10時間の睡眠が必要だとの説明があった。かつて、たとえば50年前の子どもは、おおよそ8時までに寝かされていた。今の子どもたちは、そうではない。8時以降も、テレビ、ゲーム、家庭学習、習い事などに忙しい。8時には寝てしまう子どもの方が稀なのではないか。大人の社会にならって、子どもたちもどんどん夜更かしをするようになり、8時間の睡眠が必要とされる高校生においても、平均睡眠時間は6時間余りであるという。当然すっきりした目覚めにはならないし、活動する準備（食べる）がなかなか整わないままになる。インターネットなどで、悪い奴と闘って悪者を抹殺するゲームをしながら夜更かしをして起きられなくなる、朦朧とした朝を迎え、朝ご飯ものどを通らない、そういうことのデメリットははかり知れない。①の脳の発達は5歳ぐらいまで、しかし、リカバリーは可能であるとも話があった。中高生であっても、乱れてしまった生活リズムは立て直すにこしたことはない。

「『子どもを育てる』ということは『心を育てる』ということである。『心を育てる』ということは、実は『脳を育てる』ということなのである」という話に、何をすれば脳が育つのかと身構える気持ちがあったが、聴いてみると実にシンプルであった。まず「動物の脳」①を育てた方がよい。そのためには、「早寝・早起き・朝ご飯」なのだということだった。それを改めて言わなければならないほど子どもたちの生活リズムは崩れ、①の脳が不健全で、脳が育たないがゆえの問題が噴出している。「いじめ」は、その極端な表れの一つともいえるだろう。

話の終わりに「脳を本当によく育てるコツ」というまとめがあった。いじめ予防の、その前に大切なことが含まれていると思う。

- ① 「なぜ？」が生じた時は、それを言葉にさせる。答えはすぐに言わない。
- ② 静かに話を聴くだけでは脳は育たない。静かにしなさいだけではよくない。
- ③ 社会は甘くないことに気付かせる。さまざまな大人に触れあわせる。
- ④ 手足を自由に動かし、言葉を自由に出させる。
- ⑤ ぼうっとしている時間は大切。いろいろなことを考えさせるといろいろなものがつながる。

「食べて、寝て、起きて『楽しい』生活をしていれば、絶対にキレません」という話で閉じた。いじめの芽を摘むことを考えるより前にすべき事がある。

(むらかみ)

* (参考) 「脳の進化で子どもが育つ」 (2006 成田奈緒子著 芽ばえ社)

《参考文献等》

- ・生徒指導リーフ 文部科学省、国立教育政策研究所(2012～)
- ・いじめについて、正しく知り、正しく考え、正しく行動する
国立教育政策研究所(2013)
- ・生徒指導提要 文部科学省(2010)
- ・月刊生徒指導 2016年2月号 学事出版
- ・「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集(学校・教員向け)
文部科学省(平成20年)(2008)
- ・「ネット上のいじめ」から子どもを守るために 文部科学省(平成20年)(2008)
- ・「ネットいじめ」から子どもたちを守るために一見直そう！ケータイ・ネットの利用
のあり方を一子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ【第2次】
文部科学省(平成20年)(2008)
- ・いじめ問題に関する行政説明 文部科学省(2016)

作 成 委 員

村 上 慎 一	愛知県立刈谷東高等学校長
鈴 木 正 博	愛知県立豊明高等学校教頭
丸 崎 恵 子	愛知県立豊橋東高等学校教頭
石 田 徹	愛知県立緑丘商業高等学校教諭
山 田 麻美子	愛知県立高蔵寺高等学校教諭
原 る 美	愛知県立津島東高等学校教諭
伊 藤 勝	愛知県立半田農業高等学校教諭
鈴 木 和 浩	愛知県立加茂丘高等学校教諭
横 山 めぐみ	愛知県立三好高等学校教諭
近 藤 和 巳	愛知県立小坂井高等学校教諭
山 本 剛 之	愛知県立新城高等学校教諭
高 橋 征 吾	愛知県立名古屋聾学校教諭

平成 27・28 年度
県立学校生徒指導事例研究会
報 告 書

平成 29 年 5 月 発行

愛知県教育委員会高等学校教育課

460-8534 名古屋市中区三の丸三丁目 1-2
電話 052-954-6786 (ダイヤルイン)